

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	予防接種に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松山市は、予防接種に関する事務での特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の流出その他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な対策を実施することにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

・内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、生体認証やパスワードにより操作者を限定するとともに、その追跡調査のために使用履歴を5年間保存している。

評価実施機関名

松山市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

令和8年4月28日

[令和6年10月 様式4]

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種事務
②事務の内容 ※	予防接種法(昭和23年法律第68号)の規定に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種の実施その他必要な措置を講ずることにより、市民の健康の保持に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図る。 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)の規定に基づき、新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図り、もって新型インフルエンザ等の発生時において市民の生命及び健康を保護し、並びに市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。 当市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(平成25年法律第27号)以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1 予防接種業務の運営・管理(委託) 2 接種対象者への個別通知 3 住民への情報提供及び相談 4 健康被害救済 5 予防接種台帳の作成・管理
③対象人数	[30万人以上] <選択肢> 1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 5) 30万人以上 2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満

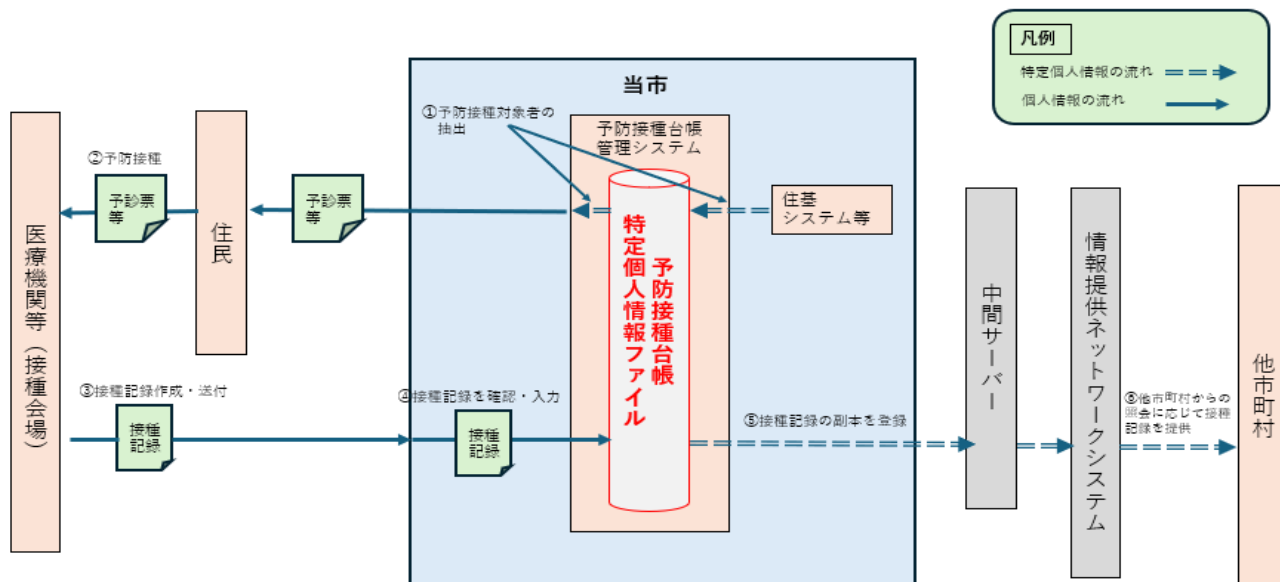
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	松山市保健センターシステム
②システムの機能	予防接種対象者の管理等を行う。 1 予防接種対象者の管理 (1) 予防接種手帳発行管理 2 接種者入力 (1) 予防接種入力 (2) 予防接種連続入力 (3) 予防接種結果ファイル入力 (4) 接種結果ファイル修正 3 接種者履歴・一覧 (1) 接種別一覧 (2) 全接種一覧 (3) 予防接種条件抽出 (4) 予防接種履歴照会 (5) 依頼書受付 (6) 依頼書接種一覧 (7) 依頼書発行一覧 4 接種データ出力 (1) 予防接種データ出力
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 （ 国民健康保険システム・特定健診等データ管理システム ）
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	統合宛名システム
②システムの機能	①宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する機能 ②宛名情報等管理機能 団体内統合宛名システムで宛名情報(送付先、住登外情報等を含む)を団体内統合宛名番号及び個人番号と紐付けて保存し、管理する機能 ③中間サーバー連携機能 中間サーバー又は中間サーバー端末からの要求に基づき、団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報等を通知する機能 ④既存システム連携機能 既存業務システムからの要求に基づき、個人番号又は団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報を通知する機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☒ その他 （ 中間サーバー ）

システム3	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）、既存住基システム、統合宛名システム等の各システムとデータの受渡しを行うことで符号の取得（※）や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。 （※）セキュリティの観点により、特定個人情報の照会と提供の際は、「個人番号」を直接利用せず、「符号」を取得して利用する。 1 符号管理機能 ：情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」と情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能 2 情報照会機能 ：情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報（連携対象）の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行う機能 3 情報提供機能 ：情報提供ネットワークシステムを介して情報照会要求の受領及び当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う機能 4 既存システム接続機能 ：中間サーバーと既存システム、統合宛名システム等及び住民基本台帳システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携するための機能 5 情報提供等記録管理機能 ：特定個人情報（連携対象）の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能 6 情報提供データベース管理機能 ：特定個人情報（連携対象）を副本として保持・管理する機能 7 データ送受信機能 ：中間サーバーと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能 8 セキュリティ管理機能 ：セキュリティを管理する機能 9 職員認証・権限管理機能 ：中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う機能 10 システム管理機能 ：バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状況の通知及び保管期限切れ情報の削除を行う機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （ ）
システム4	
①システムの名称	サービス検索・電子申請機能
②システムの機能	・【住民向け機能】自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 ・【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （ ）

システム5	
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	
3. 特定個人情報ファイル名	
予防接種事務ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく、予防接種の対象者・予防接種の実施記録等を管理し、本人の接種履歴を把握するため。
②実現が期待されるメリット	適正に接種記録を管理することで、より正確かつ効率的に接種対象者の接種済み情報等を把握することが可能となる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	①番号法第9条第1項 別表14、126の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条、第67条の2 ②松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項 ③番号法第19条第6号(委託先への提供)
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【松山市が情報照会をする根拠】 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条25、27、28、29、153の項 【松山市が情報提供をする根拠】 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条25、26、153、154の項
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	松山市 健康医療部 保健予防課
②所属長の役職名	課長
8. 他の評価実施機関	

(別添1) 事務の内容

予防接種に関する事務概要 全体図



(備考)

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
予防接種事務ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)	
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
③対象となる本人の範囲 ※	予防接種法に規定する接種対象者	
その必要性	予防接種事業を実施するに当たり、適切な予防を受けるため、被接種者の予防接種情報を管理する必要がある。	
④記録される項目	[50項目以上100項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上	
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 ()	
	その妥当性	・個人番号・その他識別情報: 対象者を正確に特定するために保有 ・連絡先等情報: 対象者の世帯情報及び通知等の送付先の把握のために保有 ・健康・医療関係情報: 予防接種履歴管理及び接種勧奨を適正に行うために保有
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月	
⑥事務担当部署	松山市 健康医療部 保健予防課	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 (市民課) ☐ 行政機関・独立行政法人等 (地方公共団体情報システム機構) ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☒ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
③入手の時期・頻度		・個人番号・識別情報: 予防接種対象者確定時 ・連絡先等情報: 予防接種対象者確定時 ・健康・医療関係情報: 予防接種時
④入手に係る妥当性		予防接種事務を適正に行うため、予防接種実施期間で適宜、接種情報等の情報の収集を行う必要がある。
⑤本人への明示		本人から入手する情報については、使用目的を本人に明示した上で入手する。
⑥使用目的 ※		対象者の資格管理、接種記録の管理・保管に係る事務を適切に行うため。
	変更の妥当性	—
⑦使用の主体	使用部署 ※	【健康医療部】保健予防課 【こども家庭部】すくすく支援課 【総合政策部】システム管理課
	使用者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上

⑧使用方法 ※		予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種に関する事務 1 対象者への通知 2 予診票の管理 3 接種履歴の管理
	情報の突合 ※	本人からの申請や医療機関請求等の内容と、松山市保健センターシステムの宛名情報との突合を行う。
	情報の統計分析 ※	特定の個人を判別しうるような統計分析は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	予防接種対象者であるかの決定を行う。
⑨使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無 ※	☐ 委託する ☐ 再委託する ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (システム管理課内のサーバー室内にてシステムの直接操作)
委託事項1	保健センターシステム運用支援業務委託
①委託内容	・Q&A対応(マニュアルに記載のないシステム操作に対する支援等) ・重要処理立会い(重要処理を行う際、立会いを行い問題発生時に対応する) ・データ保守支援(運用誤りで発生したデータ修正に対する支援)
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	☐ 特定個人情報ファイルの全体 ☐ 10万人以上100万人未満
対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満
対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
その妥当性	保守運用業務の範囲は、システム上保有するすべてのファイルを取扱うため。
③委託先における取扱者数	☐ 10人未満
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (システム管理課内のサーバー室内にてシステムの直接操作)
⑤委託先名の確認方法	市民等から委託先名の問合せがあった場合は、松山市が回答する。
⑥委託先名	富士通Japan株式会社
再委託	☐ 再委託の有無 ※ ☐ 再委託の有無 ※ ☐ 再委託の有無 ※
⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託する ☐ 再委託する ☐ 再委託する
⑧再委託の承諾方法	再委託は原則として認めないが、あらかじめ書面により市長の承諾を得た場合は、この限りでない。
⑨再委託事項	保健センターシステム運用支援業務委託
委託事項2～5	
委託事項6～10	
委託事項11～15	
委託事項16～20	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）

提供・移転の有無	[○] 提供を行っている （ 2 ）件 [] 移転を行っている （ ）件 [] 行っていない
提供先1	番号法第19条第8号及び別表、番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条25、26、153、154の項に定める情報照会者
①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表、番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条25、26、153、154の項
②提供先における用途	番号法第19条第8号及び別表、番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条25、26、153、154の項に掲げる事務を処理するため
③提供する情報	予防接種の実施に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2.③対象となる本人の範囲」と同上
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 （ ）
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼の都度
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去														
①保管場所 ※		＜松山市の措置＞ ・セキュリティ区画内にサーバー室を設置し、監視カメラ、静脈認証による入退管理を行っている。 ・データの不正持込・持出禁止を規定している。 ・サーバー室とデータ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とする。 ・入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。												
②保管期間	期間	＜選択肢＞ <table border="0"> <tr> <td>1) 1年未満</td> <td>2) 1年</td> <td>3) 2年</td> </tr> <tr> <td>4) 3年</td> <td>5) 4年</td> <td>6) 5年</td> </tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td> <td>8) 10年以上20年未満</td> <td>9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3">10) 定められていない</td> </tr> </table> [定められていない]	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない		
	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年											
4) 3年	5) 4年	6) 5年												
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上												
10) 定められていない														
	その妥当性	過去の接種歴を確認する必要があるため、保管期間は特に定めていない。												
③消去方法		＜松山市の措置＞ 保存期間を経過したデータは、パッケージ機能にて対象者情報を消去する機能を有する。 ＜中間サーバー・プラットフォームの措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が、保存された情報を読み出すことができないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に当たって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。												
7. 備考														
特になし														

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

<基本情報>

1 宛名番号、2 漢字氏名、3 カナ氏名、4 性別、5 生年月日、6 年齢、7 住民票のある市町村名、8 メモ情報、9 電話番号

※ 個人番号は、宛名番号と紐づけて宛名システムの情報から参照

<予防接種情報>

1 整理番号、2 接種名称区分、3 期回数区分、4 年度、5 接種日、6 接種種別区分、7 登録日、8 接種医療機関番号、9 接種医療機関番号その他、10 接種区分、11 接種量、12 印刷区分、13 印刷日、14 接種補足区分、15 予診票再発行フラグ、16 予診票再発行日、17 依頼書印刷区分、18 依頼書印刷日、19 証明書印刷区分、20 証明書印刷日、21 備考、22 警告内容、23 抽出日、24 抽出時郵便番号、25 抽出時住所、26 抽出時方書、27 抽出時漢字氏名、28 抽出時カナ氏名、29 印刷連番、30 依頼書発行元、31 依頼書受付日、32 依頼番号、33 実施報告書印刷日、34 経過措置、35 手帳番号、36 発行区分、37 依頼書発行元郵便番号、38 依頼書発行元住所、39 依頼書発行元方書、40 依頼書発行元電話番号、41 依頼書発行受付番号、42 依頼書発行報告の要否区分、43 依頼書発行保護者氏名、44 送付先名、45 起案番号、46 依頼書発行日、47 保護者(フリガナ)、48 保護者氏名、49 続柄、50 滞在先郵便番号、51 滞在先住所、52 滞在先方書、53 滞在先電話番号、54 依頼書発行理由、55 保護者電話番号、56 担当者名、57 メモ、58 ツ反結果

※ 予防接種結果は種類ごとに存在する

<新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報>

- ・業務宛名番号
- ・接種日(1回目)
- ・接種日(2回目)

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種事務ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	松山市民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、住基システムにて入力した情報を、統合DB経由で取得する方法に限定されるため、対象者以外の情報を入手することはない。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	松山市民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、住基システムで入力した情報を、統合DB経由で予め定められたインタフェース仕様に基づき、取得する方法に限定されるため、必要な情報以外の情報を入手することはない。
その他の措置の内容	－
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	松山市民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手については、入退室管理をしているサーバー室内のサーバー間通信に限定することで、安全を担保している。 ・市町村CSは生体認証による認証を行っているため、市町村CSで確認した情報を保健センターシステムに登録できる職員等は限定されている。 ・端末にアクセスするための「2要素認証」(ID・パスワード・生体認証(顔認証))とシステムにログインするためのID・パスワード認証を行っており、特定の職員や作業従事者のみ照会できるようにしている。 ・アクセスした際には、処理事由によってアクセスログに残された内容から処理目的を認識できる。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	・マイナンバーカード又は通知カード、運転免許証などの顔写真付き証明書類などの提示(郵送申告の場合は、それら本人確認書類の写しの添付。代理人の場合は委任状等)で本人確認を行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	マイナンバーカード又は通知カード、マイナンバーの記載のある住民票の写しなどの提示(郵送申告の場合は、添付されたそれらの写し)、統合宛名システム等との照合により個人番号の真正性確認を行っている。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・上記のとおり、入手の各段階で、本人確認とともに、特定個人情報の正確性を確保している。 ・職員が収集した情報に基づいて、適宜、職権で修正することで、正確性を確保している。
その他の措置の内容	－
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	松山市民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手は、入退室管理をしているサーバー室内のサーバー間通信に限定することで、情報漏えい、紛失等を防止している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	個人番号と紐付けて取得する情報は、特定個人情報として定義した住基情報にシステムの機能として限定している為、業務上必要な情報以外と紐付けすることはない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	個人番号と紐付けて管理する情報は、特定個人情報として定義した「Ⅱ ファイルの概要」の④記録される項目部分で明示した業務上必要な情報にシステムの機能として限定している為、業務上必要な情報以外と紐付けすることはない。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・端末にアクセスするための「2要素認証」(ID・パスワード・生体認証(顔認証))とシステムにログインするためのID・パスワード認証を行っており、特定の職員や作業従事者のみ照会できるようにしている。 ・利用範囲の認可機能により、その使用者がシステム上で利用可能な機能を制限することで、不適切な方法による情報の入手が行えない対策を実施している。また、認証後は利用範囲の認可機能により、その使用者がシステム上で利用可能となる。 ・ログインするためのパスワードを定期的に変更している。

アクセス権限の発効・失効の管理		[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
	具体的な管理方法	・発行管理: 人事異動及び権限変更等があった場合には、書面にて決裁しシステムに反映させている。 ・失効管理: 人事システムからのデータ提供を受け適宜更新している。 ・退職した元職員や異動した職員等のアクセス権限の失効管理を適切に行う。 ・アクセス権限を失効させたことについて、管理簿に記録を残す。	
アクセス権限の管理		[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
	具体的な管理方法	・権限表を作成している。 ・大規模な組織変更、人事異動があるときは、イベント処理としての事前検証を行う。 ・操作者の所属や担当業務に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。 ・不正アクセスを分析するために、住民基本台帳システム等の操作履歴の記録を取得し、保管する。	
特定個人情報の使用の記録		[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
	具体的な方法	・特定個人情報を扱うシステムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する。 ・記録項目: 処理日時、職員情報、部署情報、端末情報、処理事由、宛名番号及び4情報(氏名、性別、生年月日、住所) ・ログの記録は5年間保存している。 ・不正な操作が無いことについて、操作履歴により適時確認する。 ・操作履歴の確認により特定個人情報の検索に関して不正な操作の疑いがある場合は、申請文書等との整合性を確認する。	
その他の措置の内容		-	
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	・アクセスログを取得するとともに、定期的にログを解析できる仕組み及び不正利用された場合にログを追跡できる仕組みを整備する。 ・システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 ・アクセスログ管理を行っていることを周知し、定期的に事務外で使用するに対する注意、指導を行っている。 ・職員以外の従業者(委託先等)には、当該事項についての誓約書の提出を求める。 ・違反行為を行った場合は、法令の罰則規定により措置を講じる。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	・管理権限を与えられていない者は、情報の複製はできない仕組みとする。 - また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に対し指導する。 ・違反行為を行った場合は、法令の罰則規定により措置を講じる。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・一定時間の無操作でスクリーンセーバー又は自動ログオフ機能を利用して、長時間にわたり特定個人情報を表示させない。 ・特定個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要な範囲にとどめる。 ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る。		

☐ 委託しない

情報保護管理体制の確認

- ・システムの運用等の委託については、一般財団法人日本情報経済社会推進協会によりプライバシーマークの使用を認められた委託先に限り、その社会的信用と能力を確認した上で、委託業者を選定するとともにその記録を残す。
- ・特定個人情報保護に関する規定や体制の整備、人的安全管理措置、技術的安全管理措置の3つについて確認する。
- ・派遣職員については、作業者を限定するために事前に派遣元より名簿を提出させ、名簿記載者以外の操作を認めない。
- ・委託業者が基準を引き続き満たしていることを適時確認するとともに、その記録を残す。

[制限している] <選択肢>
1) 制限している 2) 制限していない

- ・委託業者に対し、個人情報保護及び守秘義務に関する誓約書を提出させている。
- ・誓約書の提出があった者に対してのみセキュリティ区画への入室許可及びシステム操作の権限を与えている。

[記録を残している] <選択肢>
1) 記録を残している 2) 記録を残していない

- ・作業端末へのログイン記録やシステム保守の作業記録を5年間保存する。
- ・契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を保存する。
- ・委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を保存する。
- ・派遣職員が操作する端末のログイン記録やアクセスログを残す。

[定めている] <選択肢>
1) 定めている 2) 定めていない

委託先から他者への特定個人情報の提供は一切認めないことを契約書上明記する。
また、委託契約の報告条項に基づき、定期的に特定個人情報の取扱いについて書面にて報告させ、必要があれば当局職員が現地調査することも可能とする。

・日常運用のチェック
委託先に特定個人情報を提供する際は、日付及び件数を記録した受渡しの確認印を押印させ、本市がこれを確認する。

[定めている] <選択肢>
1) 定めている 2) 定めていない

- ・保管期間の過ぎた特定個人情報、システムで自動判別し消去する。
- ・特定個人情報と同様に、保管期間の過ぎたバックアップを、システムで自動判別し消去する。

また、委託契約の報告条項に基づき、定期的に特定個人情報の取扱いについて書面にて報告させ、必要があれば当市職員が現地調査することも可能とする。

派遣元及び派遣職員には、特定個人情報の削除を認めていない。

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	規定の内容	・目的外利用を禁止する。 ・特定個人情報の閲覧者・更新者を制限する。 ・特定個人情報の提供を限定する。 ・情報流出を防ぐための保管管理に責任を負う。 ・特定個人情報の提供先を限定する。 ・情報が不要となったとき又は要請があったときに情報の返還又は消去などの必要な措置を講じる。 ・必要に応じて、当市が委託先の視察・監査を行うことができる。 ・再委託を原則として禁止する。
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保		[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
	具体的な方法	・庁外での特定個人情報ファイルを用いた作業は認めていない。 ・データの外部への持ち出しについては特定個人情報を含まないことを職員が必ず確認し、それを記録している。
その他の措置の内容		—
リスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・移転は庁内ネットワークや庁内システム間連携のみであるため、連携時のログ、アクセスログ、収受両システムのタイムスタンプにより確認できる。 特定個人情報（個人番号、4情報（氏名、性別、生年月日、住所）等）の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録（提供・移転日時、操作者等）をシステム上で管理し、ログの記録を5年間保存する。なお、システム上、提供・移転に係る処理を行ったものの提供・移転が認められなかった場合についても記録を残す。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・特定個人情報の提供・移転について、番号法等関係法令で定められた事項についてのみ行う。 ・管理者が指定したIDでのみアクセス権限を与えるシステムとなっている。	
その他の措置の内容	「サーバー室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	情報照会、情報提供の記録が逐一保存される仕組みが確立した統合宛名システム等を通してやり取りすることで、不適切な方法で特定個人情報がやり取りされることを防止している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	・統合宛名システム等では本業務で保有する情報を全て連携することはできず、番号法の規定に基づき認められる情報のみしか提供・移転ができない仕組みとされている。 ・移転に関する連携システムでの十分な検証を行う。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	「6. 情報提供ネットワークシステムとの接続」の項目全般については、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務以外を記載 ＜中間サーバー・プラットフォームの措置＞ ①情報照会機能で情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際は、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リストとの照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアの措置＞ ①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 ＜中間サーバー・プラットフォームの措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアの措置＞ 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐づけられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者の特定個人情報を入手することが担保されている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアの措置＞ ①中間サーバーは情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果は、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより特定個人情報漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 ＜中間サーバー・プラットフォームの措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより漏洩・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN(バーチャルプライベートネットワーク)等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏洩・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォームの保守・運営を行う事業所は、特定個人情報に係る業務にはアクセスできないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	＜松山市保健センターシステムの運用の措置＞ ・本業務で保有する情報を全て連携することは行わず、番号法の規定に基づき認められる情報のみしか照会できないような仕組みとしている。 ＜中間サーバー・ソフトウェアの措置＞ ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムの照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報は自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能 ＜中間サーバーの運用の措置＞ ・情報提供ネットワークシステムを利用する場合は、どの職員が、どの特定個人情報をいつ利用したかが全て記録される。番号法及び条例上認められる提供以外受け付けられないようにしており、システム上提供が認められなかった場合についても記録を残し、提供記録は7年分保管する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク		
リスクに対する措置の内容	＜松山市保健センターシステムの運用の措置＞ ・インターネットに接続されている情報系のシステムとは切り離されているため、外部からの不正アクセスはできない仕組みとなっている。 ＜中間サーバー・ソフトウェアの措置＞ ①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能 ＜中間サーバー・プラットフォームの措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体はVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで流出・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者は、特定個人情報の業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。 ＜中間サーバーの運用の措置＞ ・情報照会、情報提供の記録が保存される統合宛名システム等を通してやり取りすることで、不適切な方法で特定個人情報が流出・紛失することを防止する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	＜松山市保健センターシステムの運用の措置＞ ・本業務で保有する情報を全て連携することは行わず、番号法の規定に基づき認められる情報のみしか照会できないような仕組みとしている。 ＜中間サーバー・ソフトウェアの措置＞ ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能	
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
＜中間サーバー・ソフトウェアの措置＞ ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携でのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバー・プラットフォームの措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者の情報流出等のリスクを極小化する。		

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<松山市の措置> ・セキュリティ区画内にサーバー室を設置し、監視カメラ、静脈認証による入退室管理をおこなっている。 ・データの不正持込・持出禁止を規定している。 ・サーバー室とデータ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、サーバー室同様のセキュリティ区画であり施錠管理をしている。 ・入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。 <中間サーバー・プラットフォームの措置> ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。

⑥技術的対策	[十分にしている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的な対策の内容	<松山市の措置> ・ウイルス対策ソフトの導入 ・不正プログラム対策 :コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。 本人確認情報の管理について定めた規程に基づき、コンピュータウイルス等の有害なソフトウェアへの対策を行う場合の手順等を整備する。 また、同規程に基づき、オペレーション管理の手順等を整備し、当該手順等に従って情報セキュリティホールに関連する情報(コンピュータウイルス等の有害なソフトウェアに関連する情報を含む。)を定期的(コンピュータウイルス関連情報は毎日、その他の情報は少なくとも半年に一度)に入手し、機器の情報セキュリティに関する設定の内容が適切であるかどうかを確認する。 ・不正アクセス対策 :本人確認情報の管理について定めた規程に基づき、ネットワーク管理に係る手順等を整備し、ファイアウォールを導入する。 <中間サーバー・プラットフォームの措置> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。

⑦バックアップ	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	生存する個人の個人番号とともに、死亡による消除後、一定期間保管する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	住民情報については、既存住民基本台帳システムを介して定期的に更新している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	磁気ディスクの廃棄時は、内容の消去、破壊等を行う。 専用ソフトによるフォーマット、物理的粉碎等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。 <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的なチェック方法	<松山市の措置> 年に1回、担当部署内において実施している自己点検に用いるチェック項目に、「評価書の記載内容どおりの運用がなされていること」について内容を追加し、運用状況を確認する。 <中間サーバー・プラットフォームの措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。	
②監査	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的な内容	<松山市の措置> 監査 ・定期的に内部監査を実施し、監査結果を踏まえて体制や規程を改善する。 <中間サーバー・プラットフォームの措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的な方法	<松山市の措置> ・関係職員(非常勤職員、臨時職員等を含む。)に対して、必要な知識の習得に資するための研修を実施している。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。 <中間サーバー・プラットフォームの措置> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	

3. その他のリスク対策

＜中間サーバー・プラットフォームの措置＞

①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

＜ガバメントクラウドにおける措置＞

ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。

ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。

具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	松山市総務部文書法制課 790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2
②請求方法	個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定に基づき、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	
③手数料等	[有料] ＜選択肢＞ 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 手数料額: 写しの作成及び送付費用の実費相当額が必要)) (作成費用の例: モノクロームA3サイズまで1面あたり10円)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] ＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	各種予防接種事業
公表場所	松山市ホームページ
⑤法令による特別の手続	
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	松山市健康医療部保健予防課 790-0813 愛媛県松山市萱町六丁目30番地5 TEL(089-911-1856)
②対応方法	電話による対応を受け付ける。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和8年4月21日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	松山市市民意見公募手続実施要綱に基づき、市民意見公募手続を行う。 市ホームページへ掲載、保健予防課での閲覧又は配布、市民閲覧コーナー及び支所での閲覧により、意見を受け付ける。
②実施日・期間	令和6年10月8日から令和6年11月6日
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	なし(意見0件)
⑤評価書への反映	なし
3. 第三者点検	
①実施日	令和6年11月25日
②方法	松山市文書法制審議会に対し、評価書の内容に対する諮問を行った。
③結果	「特定個人情報保護評価指針の審査の観点に照らし、適合性及び妥当性ともに適切であると判断する」旨の答申を得た。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月26日	I 4 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 10の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 10の項 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項	事後	法令等の改正による条項の変更であり、形式的な変更であるため、重要な変更にあたらない。
平成28年8月26日	I 5 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二17、18及び19の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第13条	番号法第19条第7号 別表第二16の2、17、18及び19の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条	事後	法令等の改正による条項の変更であり、形式的な変更であるため、重要な変更にあたらない。
平成28年8月26日	I 6 ②所屬長	課長 花山 博之	課長 花崎 みゆき	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成28年8月26日	II 2 ④記録される項目 その妥当性	予防接種法施行令の規定により予防接種に関する記録の保存が義務付けられているため	予防接種法施行令第6条の2の規定により予防接種に関する記録の保存が義務付けられているため	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成28年8月26日	II 5 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二	番号法第19条第7号及び別表第二16の2、17、18及び19の項	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成28年8月26日	別紙1	別表第二3、33、39、58	別表第二16の2	事後	法令等の改正による条項の変更であり、形式的な変更であるため、重要な変更にあたらない。
平成28年8月26日	III 6	[○]接続しない(入手)	[]接続しない(入手)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成28年8月26日	III 6 リスクに対する措置の内容		＜中間サーバー・プラットフォームの措置＞ ①情報照会機能により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リストとの照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。	事後	文言の追記等、形式的な変更であるため、重要な変更にあたらない。
平成28年8月26日	III 6 リスクへの対策は十分か		特に力を入れている	事後	形式的な変更であるため、重要な変更にあたらない。
平成29年9月6日	I 4 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 10の項 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 10の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項	事後	法令等の改正による条項の変更であり、形式的な変更であるため、重要な変更にあたらない。
平成29年9月6日	I 5 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二16の2、17、18及び19の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条	【情報照会】 番号法第19条第7号 別表第二16の2、17、18及び19の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2 【情報提供】 番号法第19条第7号 別表第二16の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2	事後	法令等の改正による条項の変更であり、形式的な変更であるため、重要な変更にあたらない。
平成29年9月6日	II 5 提供を行っている件数	4件	1件	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成29年9月6日	II 5 ②提供先における用途	番号法別表第二に掲げる各事務	予防接種法による予防接種の実施	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成29年9月6日	II 5 ③提供する情報	特定個人情報保護ファイルの範囲と同様	予防接種の実施に関する情報	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年9月6日	Ⅱ 5 ⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	特定個人情報保護ファイルの範囲と同様	予防接種法に規定する接種対象者	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られていない。
平成29年9月6日	別紙1		削除	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られていない。
平成31年2月18日	Ⅰ 5 ②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第7号 別表第二16の2、17、18 及び19の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令 第7号)第12条の2、第12条の3、第13条、第13 条の2 【情報提供】 番号法第19条第7号 別表第二16の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第12条の2	【情報照会】 番号法第19条第7号 別表第二16の2、17、18 及び19の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令 第7号)第12条の2、第12条の3、第13条、第13 条の2 【情報提供】 番号法第19条第7号 別表第二16の2及び18の 項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第12条の2	事後	法令等の改正による条項の 変更であり、形式的な変更で あるため、重要な変更にあた らない。
令和3年1月29日	Ⅰ 1 ②事務の内容	予防接種法等の規定に基づき、伝染のおそれ がある疾病の発生及びまん延を予防するため に公衆衛生の見地から予防接種の実施その他 必要な措置を講ずることにより、市民の健康の 保持に寄与するとともに、予防接種による健康 被害の迅速な救済を図る。 1 予防接種業務の運営・管理(委託) 2 接種対象者への個別通知 3 住民への情報提供及び相談 4 健康被害救済 5 予防接種台帳の作成・管理	予防接種法(昭和23年法律第68号)、新型イン フルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律 第31号)及び行政手続における特定の個人を 識別するための番号の利用に関する法律(平 成25年法律第27号)以下「番号法という。の規 程に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生 及びまん延を予防するために公衆衛生の見地 から予防接種の実施その他必要な措置を講ず ることにより、市民の健康の保持に寄与すると ともに、予防接種による健康被害の迅速な救済 を図る。 1 予防接種業務の運営・管理(委託) 2 接種対象者への個別通知 3 住民への情報提供及び相談 4 健康被害救済 5 予防接種台帳の作成・管理	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られていない。
令和3年1月29日	Ⅰ 4 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(平成25年法律 第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 10の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定 める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第 10条 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条 第1項第3号、同条第3項	①番号法第9条第1項 別表第一 10の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第10条 ②番号法第9条第1項 別表第一 93の2の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第67条の2 ③松山市個人番号の利用等に関する条例第3 条第1項第3号、同条第3項	事後	法令等の改正による条項の 変更であり、形式的な変更で あるため、重要な変更にあた らない。
令和3年1月29日	Ⅰ 5 ②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第7号 別表第二16の2、17、18 及び19の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令 第7号)第12条の2、第12条の3、第13条、第13 条の2 【情報提供】 番号法第19条第7号 別表第二16の2及び18の 項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第12条の2	【松山市が情報照会をする根拠】 番号法第19条第7号 番号法別表第二の16の2の項(番号法別表第 二の主務省令で定める事務及び情報を定める 命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下 「平成26年/内閣府/総務省/令第7号」という。) 第12条の2) 番号法別表第二の17の項(「平成26年/内閣府 /総務省/令第7号第12条の3」) 番号法別表第二の18の項(「平成26年/内閣府 /総務省/令第7号第13条」) 番号法別表第二の19の項(「平成26年/内閣府 /総務省/令第7号第13条の2」) 番号法別表第二の115の2の項(「平成26年/内 閣府/総務省/令第7号第59条の2」) 【松山市が情報提供をする根拠】 番号法第19条第7号 番号法別表第二16の2(「平成26年/内閣府/総 務省/令第7号第12条の2第2号」) 番号法別表第二16の3(「平成26年/内閣府/総 務省/令第7号第12条の2の2」) 番号法別表第二115の2(「平成26年/内閣府/ 総務省/令第7号第59条の2」)	事後	法令等の改正による条項の 変更であり、形式的な変更で あるため、重要な変更にあた らない。
令和3年1月29日	Ⅱ 5 ②提供先における用途	予防接種法による予防接種の実施	番号法別表第一の10の項に定める事務 予防接種法(昭和23年法律第68号)による予防 接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関 する事務であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られていない。
令和3年1月29日	Ⅱ 5 ③提供する情報	予防接種の実施に関する情報	予防接種法による予防接種の実施に関する情 報であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られていない。
令和3年1月29日	Ⅱ 5 ⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	予防接種法に規定する接種対象者	番号法第二における予防接種に関する特定個 人情報の連携対象者の範囲	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年1月29日	Ⅱ 5	提供先2記載なし	提供先2の記載を追加	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和3年1月29日	Ⅱ 5	提供先3記載なし	提供先3の記載を追加	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和3年11月11日		重点項目評価書	全項目評価書	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、従来から各市町村で行われている予防接種事務と個人番号を利用する法令上の根拠が同一であり、また予防接種事務と事務フローの一部が同一であることから、既存の予防接種事務の重点項目評価書を全項目評価書に引き上げ、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務において新たに生じる特定個人情報の取扱いを追記するかたちで評価を実施。
令和3年11月11日	Ⅰ 1 ②事務の内容	予防接種法(昭和23年法律第68号)、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(平成25年法律第27号)以下「番号法という。)の規程に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種の実施その他必要な措置を講ずることにより、市民の健康の保持に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図る。 (抄)	予防接種法(昭和23年法律第68号)の規定に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種の実施その他必要な措置を講ずることにより、市民の健康の保持に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図る。 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)の規定に基づき、新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図り、もって新型インフルエンザ等の発生時において市民の生命及び健康を保護し、並びに市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。 当市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(平成25年法律第27号)以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 (抄) なお、予防接種法(昭和23年法律第68号)附則第7条第1項の規定に基づき、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施」(令和3年2月16日付け厚生労働省発健0216号厚生労働大臣通知)のとおり、新たに市町村が新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うこととなったため、以下の事務を加えるものとする。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速かつ正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていること、また、ワクチン接種を受けた者の国際的な移動に支障が生じないよう、迅速な対応を求められる中、非対面での申請促進等のため、電子申請の受付体制を早急に整える必要があることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和3年11月11日	Ⅰ 1 ③対象人数	10万人以上30万人未満	30万人以上	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速かつ正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていること、また、ワクチン接種を受けた者の国際的な移動に支障が生じないよう、迅速な対応を求められる中、非対面での申請促進等のため、電子申請の受付体制を早急に整える必要があることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月11日	I 2 システム4		システム4を新たに追加	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速かつ正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていること、また、ワクチン接種を受けた者の国際的な移動に支障が生じないよう、迅速な対応を求められる中、非対面での申請促進等のため、電子申請の受付体制を早急に整える必要があることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和3年11月11日	I 2 システム5		システム5を新たに追加	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速かつ正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていること、また、ワクチン接種を受けた者の国際的な移動に支障が生じないよう、迅速な対応を求められる中、非対面での申請促進等のため、電子申請の受付体制を早急に整える必要があることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和3年11月11日	I 5 法令上の根拠	①番号法第9条第1項 別表第一 10の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条 ②番号法第9条第1項 別表第一 93の2の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第67条の2 ③松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項	①番号法第9条第1項 別表第一 10の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条 ②番号法第9条第1項 別表第一 93の2の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第67条の2 ③松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項 ④番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) ⑤番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速かつ正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていること、また、ワクチン接種を受けた者の国際的な移動に支障が生じないよう、迅速な対応を求められる中、非対面での申請促進等のため、電子申請の受付体制を早急に整える必要があることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月11日	I 6 ②法令上の根拠	【松山市が情報照会をする根拠】 番号法第19条第7号 番号法別表第二の16の2の項(番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「平成26年/内閣府/総務省/令第7号」という。)) 第12条の2) 番号法別表第二の17の項(「平成26年/内閣府/総務省/令第7号第12条の3」) 番号法別表第二の18の項(「平成26年/内閣府/総務省/令第7号第13条」) 番号法別表第二の19の項(「平成26年/内閣府/総務省/令第7号第13条の2」) 番号法別表第二の115の2の項(「平成26年/内閣府/総務省/令第7号第59条の2」) 【松山市が情報提供をする根拠】 番号法第19条第7号 番号法別表第二16の2(「平成26年/内閣府/総務省/令第7号第12条の2第2号」) 番号法別表第二16の3(「平成26年/内閣府/総務省/令第7号第12条の2の2」) 番号法別表第二115の2(「平成26年/内閣府/総務省/令第7号第59条の2」)	【松山市が情報照会をする根拠】 番号法第19条第8号 番号法別表第二の16の2の項(番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「平成26年/内閣府/総務省/令第7号」という。)) 第12条の2) 番号法別表第二の17の項(「平成26年/内閣府/総務省/令第7号第12条の3」) 番号法別表第二の18の項(「平成26年/内閣府/総務省/令第7号第13条」) 番号法別表第二の19の項(「平成26年/内閣府/総務省/令第7号第13条の2」) 番号法別表第二の115の2の項(「平成26年/内閣府/総務省/令第7号第59条の2」) 【松山市が情報提供をする根拠】 番号法第19条第8号 番号法別表第二16の2(「平成26年/内閣府/総務省/令第7号第12条の2第2号」) 番号法別表第二16の3(「平成26年/内閣府/総務省/令第7号第12条の2の2」) 番号法別表第二115の2(「平成26年/内閣府/総務省/令第7号第59条の2」)	事後	法令等の改正による条項の変更であり、形式的な変更であるため、重要な変更にならない。
令和3年11月11日	(別添1)事務の内容		フロー図の追加	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速かつ正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていること、また、ワクチン接種を受けた者の国際的な移動に支障が生じないよう、迅速な対応を求められる中、非対面での申請促進等のため、電子申請の受付体制を早急に整える必要があることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和3年11月11日	II 2 ③対象となる本人の範囲 その必要性	予防接種の実施について、対象者に通知を行うため	予防接種事業を実施するに当たり、適切な予防を受けるため、被接種者の予防接種情報を管理する必要がある。	事後	文言の追記等、形式的な変更であるため、重要な変更にならない。
令和3年11月11日	II 2 ④記録される項目 その妥当性	予防接種法施行令第6条の2の規定により予防接種に関する記録の保存が義務付けられているため	・個人番号・その他識別情報:対象者を正確に特定するために保有 ・連絡先等情報:対象者の世帯情報及び通知等の送付先の把握のために保有 ・健康・医療関係情報:予防接種履歴管理及び接種勧奨を適正に行うために保有	事後	文言の追記等、形式的な変更であるため、重要な変更にならない。
令和3年11月11日	II 3 ②入手方法	その他(住民基本台帳ネットワークシステム)	その他(住民基本台帳ネットワークシステム、ワクチン接種記録システム(VRS))、サービス検索・電子申請機能)	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速かつ正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていること、また、ワクチン接種を受けた者の国際的な移動に支障が生じないよう、迅速な対応を求められる中、非対面での申請促進等のため、電子申請の受付体制を早急に整える必要があることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月11日	Ⅱ 3 ③入手の時期・頻度		〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務〉 ・転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度 (転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ) ・転出先市区町村から接種記録の照会を受ける都度 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速かつ正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていること、また、ワクチン接種を受けた者の国際的な移動に支障が生じないよう、迅速な対応を求められる中、非対面での申請促進等のため、電子申請の受付体制を早急に整える必要があることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和3年11月11日	Ⅱ 3 ④入手に係る妥当性		〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務〉 ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手する。(番号法第19条第16号) ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第15号) ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速かつ正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていること、また、ワクチン接種を受けた者の国際的な移動に支障が生じないよう、迅速な対応を求められる中、非対面での申請促進等のため、電子申請の受付体制を早急に整える必要があることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和3年11月11日	Ⅱ 3 ⑤本人への明示		〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務〉 ・当市への転入者について接種者からの同意を得て入手する。 ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速かつ正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていること、また、ワクチン接種を受けた者の国際的な移動に支障が生じないよう、迅速な対応を求められる中、非対面での申請促進等のため、電子申請の受付体制を早急に整える必要があることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和3年11月11日	Ⅱ 3 ⑥使用目的	接種対象者の接種要件等を把握するため	対象者の資格管理、接種記録の管理・保管に係る事務を適切に行うため。	事後	文言の追記等、形式的な変更であるため、重要な変更にあたらない。
令和3年11月11日	Ⅱ 3 ⑦使用の主体 使用部署	電子行政課	ICT戦略課	事後	文言の追記等、形式的な変更であるため、重要な変更にあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月11日	Ⅱ 3 ⑧使用方法	予防接種法に基づく予防接種に関する事務 1 対象者への通知 2 予診票の管理 3 接種履歴の管理	予防接種法及び新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく予防接種に関する事務 1 対象者への通知 2 予診票の管理 3 接種履歴の管理 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速かつ正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていること、また、ワクチン接種を受けた者の国際的な移動に支障が生じないよう、迅速な対応を求められる中、非対面での申請促進等のため、電子申請の受付体制を早急に整える必要があることから、特定個人情報保護評価を事前実施することが困難であるため。
令和3年11月11日	Ⅱ 3 ⑧使用方法 情報の突合	本人からの申請や医療機関請求等の内容と、松山市保健センターシステムの宛名情報との突合を行う。	本人からの申請や医療機関請求等の内容と、松山市保健センターシステムの宛名情報との突合を行う。 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。(転出先市区町村にて、本人から個人番号の提供に関して同意が得られた場合のみ当処理を行う。)	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速かつ正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていること、また、ワクチン接種を受けた者の国際的な移動に支障が生じないよう、迅速な対応を求められる中、非対面での申請促進等のため、電子申請の受付体制を早急に整える必要があることから、特定個人情報保護評価を事前実施することが困難であるため。
令和3年11月11日	Ⅱ 3 ⑧使用方法 情報の統計分析		特定の個人を判別しうような統計分析は行わない。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速かつ正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていること、また、ワクチン接種を受けた者の国際的な移動に支障が生じないよう、迅速な対応を求められる中、非対面での申請促進等のため、電子申請の受付体制を早急に整える必要があることから、特定個人情報保護評価を事前実施することが困難であるため。
令和3年11月11日	Ⅱ 4 委託の有無	(1)件	(2)件	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速かつ正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていること、また、ワクチン接種を受けた者の国際的な移動に支障が生じないよう、迅速な対応を求められる中、非対面での申請促進等のため、電子申請の受付体制を早急に整える必要があることから、特定個人情報保護評価を事前実施することが困難であるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月11日	Ⅱ 4 委託事項2		委託事項2の記載を追加	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速かつ正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていること、また、ワクチン接種を受けた者の国際的な移動に支障が生じないよう、迅速な対応を求められる中、非対面での申請促進等のため、電子申請の受付体制を早急に整える必要があることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和3年11月11日	Ⅱ 5 提供・移転の有無	(1)件	(2)件	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速かつ正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていること、また、ワクチン接種を受けた者の国際的な移動に支障が生じないよう、迅速な対応を求められる中、非対面での申請促進等のため、電子申請の受付体制を早急に整える必要があることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和3年11月11日	Ⅱ 5 提供先1	都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号及び別表第二に定める情報照会者	事後	文言の追記等、形式的な変更であるため、重要な変更にとらない。
令和3年11月11日	Ⅱ 5 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 番号法別表第二の16の2の項(「平成26年/内閣府/総務省/令第7号第12条の2第2号」)	番号法第19条第8号及び別表第二	事後	文言の追記等、形式的な変更であるため、重要な変更にとらない。
令和3年11月11日	Ⅱ 5 提供先1 ②提供先における用途	番号法別表第一の10の項に定める事務 予防接種法(昭和23年法律第68号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	番号法第19条第8号及び別表第二に掲げる事務を処理するため	事後	文言の追記等、形式的な変更であるため、重要な変更にとらない。
令和3年11月11日	Ⅱ 5 提供先1 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの	「2.③対象となる本人の範囲」と同上	事後	文言の追記等、形式的な変更であるため、重要な変更にとらない。
令和3年11月11日	Ⅱ 5 提供先2		削除(提供先1に集約)	事後	文言の追記等、形式的な変更であるため、重要な変更にとらない。
令和3年11月11日	Ⅱ 5 提供先2		提供先2を新たに追加	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速かつ正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていること、また、ワクチン接種を受けた者の国際的な移動に支障が生じないよう、迅速な対応を求められる中、非対面での申請促進等のため、電子申請の受付体制を早急に整える必要があることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月11日	Ⅱ 5 提供先3		削除（提供先1に集約）	事後	文言の追記等、形式的な変更であるため、重要な変更にあたらない。
令和3年11月11日	Ⅱ 6 ①保管場所	<松山市の措置> ・セキュリティ区画内にサーバ室を設置し、監視カメラ、静脈認証による入退管理をおこなっている。 (抄)	<松山市の措置> ・セキュリティ区画内にサーバ室を設置し、監視カメラ、静脈認証による入退管理を行っている。 (抄) <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 <マイナポータルを利用した電子申請における追加措置> ・システム内のデータは、厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバー内に保管している。 ・外部記憶媒体は、施錠できるキャビネットに保管している。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速かつ正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていること、また、ワクチン接種を受けた者の国際的な移動に支障が生じないよう、迅速な対応を求められる中、非対面での申請促進等のため、電子申請の受付体制を早急に整える必要があることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和3年11月11日	Ⅱ 6 ③消去方法		<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて消去することができる。 ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。 <マイナポータルを利用した電子申請における追加措置> ・LGWAN接続端末に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、紙に打出し後、速やかに完全消去する。 ・外部記憶媒体に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、使用の都度速やかに完全消去する。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速かつ正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていること、また、ワクチン接種を受けた者の国際的な移動に支障が生じないよう、迅速な対応を求められる中、非対面での申請促進等のため、電子申請の受付体制を早急に整える必要があることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月11日	(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	<基本情報> 1 宛名番号、2 漢字氏名、3 カナ氏名、4 性別、5 生年月日、6 年齢、7 住民票のある市町村名、8 メモ情報、9 電話番号 (抄) ※ 予防接種結果は種類ごとに存在する	<基本情報> 1 宛名番号、2 漢字氏名、3 カナ氏名、4 性別、5 生年月日、6 年齢、7 住民票のある市町村名、8 メモ情報、9 電話番号 (抄) ※ 予防接種結果は種類ごとに存在する <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目> ・個人番号 ・宛名番号 ・自治体コード ・接種券番号 ・属性情報(氏名、生年月日、性別) ・接種状況(実施/未実施) ・接種回(1回目/2回目) ・接種日 ・ワクチンメーカー ・ロット番号 ・ワクチン種類(※) ・製品名(※) ・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※) ・証明書ID(※) ・証明書発行年月日(※) ※新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速かつ正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていること、また、ワクチン接種を受けた者の国際的な移動に支障が生じないよう、迅速な対応を求められる中、非対面での申請促進等のため、電子申請の受付体制を早急に整える必要があることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和3年11月11日	Ⅲ2 リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・松山市民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、住基システムにて入力した情報を、統合DB経由で取得する方法に限定されるため、対象者以外の情報を入力することはない。	松山市民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、住基システムにて入力した情報を、統合DB経由で取得する方法に限定されるため、対象者以外の情報を入力することはない。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ①転入者本人からの個人番号の入手 当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、個人番号を入力する際は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ②転出先市区町村からの個人番号の入手 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、転出先市区町村から個人番号を入力するが、その際は、転出先市区町村において、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ③新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入力するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 <マイナポータルを利用した電子申請における追加措置> マニュアルやwebt等で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知し、本人以外の情報の入手を防止する。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速かつ正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていること、また、ワクチン接種を受けた者の国際的な移動に支障が生じないよう、迅速な対応を求められる中、非対面での申請促進等のため、電子申請の受付体制を早急に整える必要があることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和3年11月11日	Ⅲ2 リスク1 必要な情報以外を入力することを防止するための措置の内容	・松山市民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、住基システムにて入力した情報を、統合DB経由で取得する方法に限定されるため、対象者以外の情報を入力することはない。	松山市民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、住基システムで入力した情報を、統合DB経由で予め定められたインタフェース仕様に基づき、取得する方法に限定されるため、必要な情報以外の情報を入力することはない。 <マイナポータルを利用した電子申請における追加措置> 住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速かつ正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていること、また、ワクチン接種を受けた者の国際的な移動に支障が生じないよう、迅速な対応を求められる中、非対面での申請促進等のため、電子申請の受付体制を早急に整える必要があることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月11日	Ⅲ2 リスク2 リスクに対する措置の内容	・松山市民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、住基システムにて入力した情報を、統合DB経由で取得する方法に限定されるため、対象者以外の情報を入手することはない。	松山市民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手については、入退室管理をしているサーバー室内のサーバー間通信に限定することで、安全を担保している。 ・市町村CSは生体認証による認証を行っているため、市町村CSで確認した情報を保健センターシステムに登録できる職員等は限定されている。 ・端末にアクセスするためのパスワードとシステムにログインするためのカード認証を行っており、特定の職員や作業従事者のみ照会できるようにしている。 ・アクセスした際には、処理事由によってアクセスログに残された内容から処理目的を認識できる。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 ＜マイナポータルを利用した電子申請における追加措置＞ ・住民が「サービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 ・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において住民に何の手続きを探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていたき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速かつ正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていること、また、ワクチン接種を受けた者の国際的な移動に支障が生じないよう、迅速な対応を求められる中、非対面での申請促進等のため、電子申請の受付体制を早急に整える必要があることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和3年11月11日	Ⅲ2 リスク3 入手の際の本人確認の措置の内容	・松山市民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、住基システムにて入力した情報を、統合DB経由で取得する方法に限定されるため、対象者以外の情報を入手することはない。	・マイナナンバーカード又は通知カード、運転免許証などの顔写真付き証明書類などの提示(郵送申告の場合は、それら本人確認書類の写しの添付。代理人の場合は委任状等)で本人確認を行う。 ＜マイナポータルを利用した電子申請における追加措置＞ ・住民が「サービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速かつ正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていること、また、ワクチン接種を受けた者の国際的な移動に支障が生じないよう、迅速な対応を求められる中、非対面での申請促進等のため、電子申請の受付体制を早急に整える必要があることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和3年11月11日	Ⅲ2 リスク3 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・松山市民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、住基システムにて入力した情報を、統合DB経由で取得する方法に限定されるため、対象者以外の情報を入手することはない。	・上記の通り、入手の各段階で、本人確認とともに、特定個人情報の正確性を確保している。 ・職員が収集した情報に基づいて、適宜、職種で修正することで、正確性を確保している ＜マイナポータルを利用した電子申請における追加措置＞ ・個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速かつ正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていること、また、ワクチン接種を受けた者の国際的な移動に支障が生じないよう、迅速な対応を求められる中、非対面での申請促進等のため、電子申請の受付体制を早急に整える必要があることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月11日	Ⅲ2 リスク4 リスクに対する措置の内容	・松山市民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、住基システムにて入力した情報を、統合DB経由で取得する方法に限定されるため、対象者以外の情報を入手することはない。	松山市民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手は、入退室管理をしているサーバー室内のサーバー間通信に限定することで、情報漏えい、紛失等を防止している。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ 入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 ＜マイナポータルを利用した電子申請における追加措置＞ サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速かつ正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていること、また、ワクチン接種を受けた者の国際的な移動に支障が生じないよう、迅速な対応を求められる中、非対面での申請促進等のため、電子申請の受付体制を早急に整える必要があることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和3年11月11日	Ⅲ2 リスク4 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ 入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけアクセスできるように制御している。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速かつ正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていること、また、ワクチン接種を受けた者の国際的な移動に支障が生じないよう、迅速な対応を求められる中、非対面での申請促進等のため、電子申請の受付体制を早急に整える必要があることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和3年11月11日	Ⅲ3 リスク1 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・個人番号と紐付けて取得する情報は、特定個人情報として定義した住民票関係情報にシステムの機能として限定しているため、業務上必要な情報以外と紐付けすることはない。	個人番号と紐付けて管理する情報は、特定個人情報として定義した「Ⅱ ファイルの概要」の④記録される項目部分で明示した業務上必要な情報にシステムの機能として限定している為、業務上必要な情報以外と紐付けすることはない。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ 接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システム(VRS)に接続するが、個人番号にはアクセスできないように制御している。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速かつ正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていること、また、ワクチン接種を受けた者の国際的な移動に支障が生じないよう、迅速な対応を求められる中、非対面での申請促進等のため、電子申請の受付体制を早急に整える必要があることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月11日	Ⅲ3 リスク2 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	・端末にアクセスするためのパスワードとシステムにログインするためのカード認証を行っており、特定の職員や作業従事者のみ照会できるようにしている。 (抄)	・端末にアクセスするためのパスワードとシステムにログインするためのカード認証を行っており、特定の職員や作業従事者のみ照会できるようにしている。 (抄) ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスは、LGWAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)におけるログイン認証は、ユーザID・パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。 ＜マイナポータルを利用した電子申請における追加措置＞ ・サービス検索・電子申請機能をLGWAN接続端末上で利用する必要がある職員を特定し、個人ごとのユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。 ・なりすましによる不正を防止する観点から共用IDの利用を禁止する。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速かつ正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていること、また、ワクチン接種を受けた者の国際的な移動に支障が生じないよう、迅速な対応を求められる中、非対面での申請促進等のため、電子申請の受付体制を早急に整える必要があることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和3年11月11日	Ⅲ3 リスク2 アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法	・端末にアクセスするためのパスワードとシステムにログインするためのカード認証を行っており、特定の職員や作業従事者のみ照会できるようにしている。 ・利用範囲の認可機能により、その使用者がシステム上で利用可能な機能を制限することで、不適切な方法による情報の入手が行えない対策を実施している。また、認証後は利用範囲の認可機能により、その使用者がシステム上で利用可能となる。 ・ログインするためのパスワードを定期的に変更している。	・発行管理：人事異動及び権限変更等があった場合には、書面にて決裁しシステムに反映させている。 ・失効管理：人事システムからのデータ提供を受け適宜更新している。 ・退職した元職員や異動した職員等のアクセス権限の失効管理を適切に行う。 ・アクセス権限を失効させたことについて、管理簿に記録を残す。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。 ＜マイナポータルを利用した電子申請における追加措置＞ ・サービス検索・電子申請機能のアクセス権限の発効・失効については、以下の管理を行う。 ① 発効の管理 ・アクセス権限が必要となった場合、ユーザID管理者が事務に必要な情報にアクセスできるユーザIDを発効する。 ・ユーザID管理者が各事務に必要なアクセス権限の管理表を作成する。 ・アクセス権限の付与を必要最低限とする。 ② 失効の管理 ・定期的又は異動退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速かつ正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていること、また、ワクチン接種を受けた者の国際的な移動に支障が生じないよう、迅速な対応を求められる中、非対面での申請促進等のため、電子申請の受付体制を早急に整える必要があることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和3年11月11日	Ⅲ3 リスク2 アクセス権限の管理 具体的な管理方法	・端末にアクセスするためのパスワードとシステムにログインするためのカード認証を行っており、特定の職員や作業従事者のみ照会できるようにしている。 ・利用範囲の認可機能により、その使用者がシステム上で利用可能な機能を制限することで、不適切な方法による情報の入手が行えない対策を実施している。また、認証後は利用範囲の認可機能により、その使用者がシステム上で利用可能となる。 ・ログインするためのパスワードを定期的に変更している。	・権限表を作成している。 ・大規模な組織変更、人事異動があるときは、イベント処理としての事前検証を行う。 ・操作者の所属や担当業務に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。 ・不正アクセスを分析するために、住民基本台帳システム等の操作履歴の記録を取得し、保管する。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。 ＜マイナポータルを利用した電子申請における追加措置＞ 定期的にユーザID一覧をシステムより出力し、アクセス権限の管理表と突合を行い、アクセス権限の確認及び不正利用の有無をユーザID管理者が確認を行う。 また、不要となったユーザIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速かつ正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていること、また、ワクチン接種を受けた者の国際的な移動に支障が生じないよう、迅速な対応を求められる中、非対面での申請促進等のため、電子申請の受付体制を早急に整える必要があることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月11日	Ⅲ3 リスク2 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	・端末にアクセスするためのパスワードとシステムにログインするためのカード認証を行っており、特定の職員や作業従事者のみ照会できるようにしている。 ・利用範囲の認可機能により、その使用者がシステム上で利用可能な機能を制限することで、不適切な方法による情報の入手が行えない対策を実施している。また、認証後は利用範囲の認可機能により、その使用者がシステム上で利用可能となる。 ・ログインするためのパスワードを定期的に変更している。	・特定個人情報を扱うシステムの操作履歴（アクセスログ・操作ログ）を記録する。 ・記録項目：処理日時、職員情報、部署情報、端末情報、処理事由、宛名番号及び4情報（氏名、性別、生年月日、住所） ・ログの記録は5年間保存している。 ・不正な操作が無いことについて、操作履歴により適時確認する。 ・操作履歴の確認により特定個人情報の検索に関して不正な操作の疑いがある場合は、申請文書等との整合性を確認する。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。 <マイナポータルを利用した電子申請における追加措置> ・サービス検索・電子申請機能へのアクセスログ、システムへのアクセスログ、操作ログの記録を行い、操作者個人を特定できるようにする。 ・アクセスログ及び操作ログは、改ざんを防止するため、不正プロセス検知ソフトウェアにより、不正なログの書き込み等を防止する。 ・定期的に操作ログをチェックし、不正とみられる操作があった場合、操作内容を確認する。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速かつ正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていること、また、ワクチン接種を受けた者の国際的な移動に支障が生じないよう、迅速な対応を求められる中、非対面での申請促進等のため、電子申請の受付体制を早急に整える必要があることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和3年11月11日	Ⅲ3 リスク3 リスクに対する措置の内容	・端末にアクセスするためのパスワードとシステムにログインするためのカード認証を行っており、特定の職員や作業従事者のみ照会できるようにしている。 ・利用範囲の認可機能により、その使用者がシステム上で利用可能な機能を制限することで、不適切な方法による情報の入手が行えない対策を実施している。また、認証後は利用範囲の認可機能により、その使用者がシステム上で利用可能となる。 ・ログインするためのパスワードを定期的に変更している。	・アクセスログを取得するとともに、定期的にログを解析できる仕組み及び不正利用された場合にログを追跡できる仕組みを整備する。 ・システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 ・アクセスログ管理を行っていることを周知し、定期的に事務外で使用することにに対する注意、指導を行っている。 ・職員以外の従業者（委託先等）には、当該事項についての誓約書の提出を求める。 ・違反行為を行った場合は、法令の罰則規定により措置を講じる。 <マイナポータルを利用した電子申請における追加措置> ・サービス検索・電子申請機能へアクセスできる端末を制限する。 ・外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得た上で複製する。なお、外部記憶媒体は限定されたUSBメモリ等のみを使用する。 ・外部記憶媒体内のデータは暗号化する。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速かつ正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていること、また、ワクチン接種を受けた者の国際的な移動に支障が生じないよう、迅速な対応を求められる中、非対面での申請促進等のため、電子申請の受付体制を早急に整える必要があることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和3年11月11日	Ⅲ3 リスク4 リスクに対する措置の内容	・端末にアクセスするためのパスワードとシステムにログインするためのカード認証を行っており、特定の職員や作業従事者のみ照会できるようにしている。 ・利用範囲の認可機能により、その使用者がシステム上で利用可能な機能を制限することで、不適切な方法による情報の入手が行えない対策を実施している。また、認証後は利用範囲の認可機能により、その使用者がシステム上で利用可能となる。 ・ログインするためのパスワードを定期的に変更している。	・管理権限を与えられていない者は、情報の複製はできない仕組みとする。また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に対し指導する。 ・違反行為を行った場合は、法令の罰則規定により措置を講じる。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システム(VRS)へ登録する際には、以下のようになっている。 ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。 ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。 ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。 ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速かつ正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていること、また、ワクチン接種を受けた者の国際的な移動に支障が生じないよう、迅速な対応を求められる中、非対面での申請促進等のため、電子申請の受付体制を早急に整える必要があることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月11日	同上	同上	<マイナポータルを利用した電子申請における追加措置> ・サービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータについて、改ざんや業務目的以外の複製を禁止するルールを定め、ルールに従って業務を行う。 ・アクセス権限を付与された最小限の職員等だけが、個人番号付電子申請等のデータについて、LGWAN接続端末への保存や外部記憶媒体への書き出し等ができるようシステムの制御する。 ・外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得た上で複製する。なお、外部記憶媒体は限定されたUSBメモリ等のみを使用する。 ・外部記憶媒体内のデータは暗号化する。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速かつ正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていること、また、ワクチン接種を受けた者の国際的な移動に支障が生じないよう、迅速な対応を求められる中、非対面での申請促進等のため、電子申請の受付体制を早急に整える必要があることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和3年11月11日	Ⅲ3 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・一定時間の無操作でスクリーンセーバー又は自動ログオフ機能を利用して、長時間にわたり特定個人情報を表示させない。 ・特定個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は、来庁者から見えない位置に置く。 ・特定個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要となる範囲にとどめる。 ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る。	・一定時間の無操作でスクリーンセーバー又は自動ログオフ機能を利用して、長時間にわたり特定個人情報を表示させない。 ・特定個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要となる範囲にとどめる。 ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ①特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手し、使用する。 ・当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 ②ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速かつ正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていること、また、ワクチン接種を受けた者の国際的な移動に支障が生じないよう、迅速な対応を求められる中、非対面での申請促進等のため、電子申請の受付体制を早急に整える必要があることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和3年11月11日	Ⅲ4 情報保護管理体制の確認		<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用に当たっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速かつ正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていること、また、ワクチン接種を受けた者の国際的な移動に支障が生じないよう、迅速な対応を求められる中、非対面での申請促進等のため、電子申請の受付体制を早急に整える必要があることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月11日	Ⅲ5 リスク1 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法		<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)では、他市区町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認をすることができる。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速かつ正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていること、また、ワクチン接種を受けた者の国際的な移動に支障が生じないよう、迅速な対応を求められる中、非対面での申請促進等のため、電子申請の受付体制を早急に整える必要があることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和3年11月11日	Ⅲ5 リスク2 リスクに対する措置の内容		<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ・転出元市区町村への個人番号の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速かつ正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていること、また、ワクチン接種を受けた者の国際的な移動に支障が生じないよう、迅速な対応を求められる中、非対面での申請促進等のため、電子申請の受付体制を早急に整える必要があることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和3年11月11日	Ⅲ5 リスク3 リスクに対する措置の内容		・統合宛名システム等では本業務で保有する情報を全て連携することはできず、番号法の規定に基づき認められる情報のみしか提供・移転ができない仕組みとされている。 ・移転に関する連携システムでの十分な検証を行う。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・転出元市区町村への個人番号の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されない仕組みとなっている。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速かつ正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていること、また、ワクチン接種を受けた者の国際的な移動に支障が生じないよう、迅速な対応を求められる中、非対面での申請促進等のため、電子申請の受付体制を早急に整える必要があることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和3年11月11日	Ⅲ5 リスク3 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・特定個人情報の提供は、限定された端末(LGWAN端末)だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。具体的には、当市への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、転出元市区町村へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを提供する場面に限定している。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速かつ正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていること、また、ワクチン接種を受けた者の国際的な移動に支障が生じないよう、迅速な対応を求められる中、非対面での申請促進等のため、電子申請の受付体制を早急に整える必要があることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月11日	Ⅲ7 リスク1 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容		<ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバー設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 <マイナポータルを利用した電子申請における追加措置> ・LGWAN接続端末については、業務時間内のセキュリティワイヤー等による固定、業務時間外の施錠できるキャビネット等への保管などの物理的対策を講じている。 ・外部記憶媒体については、限定されたUSBメモリ等以外の利用不可、施錠できるキャビネット等への保管、使用管理簿による管理などの安全管理措置を講じている。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速かつ正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていること、また、ワクチン接種を受けた者の国際的な移動に支障が生じないよう、迅速な対応を求められる中、非対面での申請促進等のため、電子申請の受付体制を早急に整える必要があることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和3年11月11日	Ⅲ7 リスク1 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容		<ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 <マイナポータルを利用した電子申請における追加措置> ・LGWAN接続端末へのウィルス検出ソフトウェア等の導入により、ウィルス定義ファイルの定期的な更新及びウィルスチェックを行い、マルウェア検出を行う。 ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速かつ正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていること、また、ワクチン接種を受けた者の国際的な移動に支障が生じないよう、迅速な対応を求められる中、非対面での申請促進等のため、電子申請の受付体制を早急に整える必要があることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和3年11月11日	Ⅲ7 リスク3 消去手順 手順の内容		<マイナポータルを利用した電子申請における追加措置> ・LGWAN 接続端末については、業務終了後の不要な個人番号付電子申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。 ・外部記憶媒体については、定期的に内部の不要なデータの確認を行い、廃棄する場合は管理者の承認を得て行う手順を定めている。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速かつ正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていること、また、ワクチン接種を受けた者の国際的な移動に支障が生じないよう、迅速な対応を求められる中、非対面での申請促進等のため、電子申請の受付体制を早急に整える必要があることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月11日	IV1 ①自己点検 具体的なチェック方法		＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意の上、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速かつ正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていること、また、ワクチン接種を受けた者の国際的な移動に支障が生じないよう、迅速な対応を求められる中、非対面での申請促進等のため、電子申請の受付体制を早急に整える必要があることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和3年11月11日	IV1 ②監査 具体的な内容		＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意の上、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速かつ正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていること、また、ワクチン接種を受けた者の国際的な移動に支障が生じないよう、迅速な対応を求められる中、非対面での申請促進等のため、電子申請の受付体制を早急に整える必要があることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和3年11月11日	IV2 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	・職員及び事業所内派遣者に対しては、個人情報保護に関する研修の受講を義務付けている。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となる。	＜松山市の措置＞ ・関係職員(非常勤職員、臨時職員等を含む。)に対して、必要な知識の習得に資するための研修を実施している。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。 ＜中間サーバー・プラットフォームの措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意の上、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速かつ正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていること、また、ワクチン接種を受けた者の国際的な移動に支障が生じないよう、迅速な対応を求められる中、非対面での申請促進等のため、電子申請の受付体制を早急に整える必要があることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和3年11月11日	IV3 その他のリスク対策		＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意の上、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速かつ正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていること、また、ワクチン接種を受けた者の国際的な移動に支障が生じないよう、迅速な対応を求められる中、非対面での申請促進等のため、電子申請の受付体制を早急に整える必要があることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月1日	I 2 システム4 ②システムの機能	・ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会	・ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施	事後	接種証明書について、ワクチン接種を受けた者の国際的な移動に支障が生じないよう、デジタル化の早期実現が求められるとともに、社会経済活動の正常化に向けた取組として、国内での活用に向け、接種事実のスマートフォンでの表示機能や自動交付機能を有する電子交付機能を利用した申請受付・交付を早急に開始する必要があること、また、3回目接種に当たり、2回接種をした後原則8か月以上が経過した者について、早期に接種が可能となるよう3回目の接種券を送付することが望ましく、転入者についても3回目の接種券を送付する場合、時間的制約の中で、早急にVRSによる他市区町村への接種記録照会を行う必要があることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和4年4月1日	(別添1) 事務の内容	フロー図	フロー図の追加、修正	事後	接種証明書について、ワクチン接種を受けた者の国際的な移動に支障が生じないよう、デジタル化の早期実現が求められるとともに、社会経済活動の正常化に向けた取組として、国内での活用に向け、接種事実のスマートフォンでの表示機能や自動交付機能を有する電子交付機能を利用した申請受付・交付を早急に開始する必要があること、また、3回目接種に当たり、2回接種をした後原則8か月以上が経過した者について、早期に接種が可能となるよう3回目の接種券を送付することが望ましく、転入者についても3回目の接種券を送付する場合、時間的制約の中で、早急にVRSによる他市区町村への接種記録照会を行う必要があることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和4年4月1日	II 3 ②入手方法	その他(住民基本台帳ネットワークシステム、ワクチン接種記録システム(VRS))、サービス検索・電子申請機能)	その他(住民基本台帳ネットワークシステム、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、サービス検索・電子申請機能)	事後	接種証明書について、ワクチン接種を受けた者の国際的な移動に支障が生じないよう、デジタル化の早期実現が求められるとともに、社会経済活動の正常化に向けた取組として、国内での活用に向け、接種事実のスマートフォンでの表示機能や自動交付機能を有する電子交付機能を利用した申請受付・交付を早急に開始する必要があること、また、3回目接種に当たり、2回接種をした後原則8か月以上が経過した者について、早期に接種が可能となるよう3回目の接種券を送付することが望ましく、転入者についても3回目の接種券を送付する場合、時間的制約の中で、早急にVRSによる他市区町村への接種記録照会を行う必要があることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月1日	Ⅱ 3 ③入手の時期・頻度	・個人番号・識別情報: 予防接種対象者確定時 ・連絡先等情報: 予防接種対象者確定時 ・健康・医療関係情報: 予防接種時 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務〉 ・転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度 (転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ) ・転出先市区町村から接種記録の照会を受ける都度 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度	・個人番号・識別情報: 予防接種対象者確定時 ・連絡先等情報: 予防接種対象者確定時 ・健康・医療関係情報: 予防接種時 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務〉 ・転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度 ・転出先市区町村から接種記録の照会を受ける都度 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度	事後	接種証明書について、ワクチン接種を受けた者の国際的な移動に支障が生じないよう、デジタル化の早期実現が求められるとともに、社会経済活動の正常化に向けた取組として、国内での活用に向け、接種事実のスマートフォンでの表示機能や自動交付機能を利用した申請受付・交付を早急に開始する必要があること、また、3回目接種に当たり、2回接種をした後原則8か月以上が経過した者について、早期に接種が可能となるよう3回目の接種券を送付することが望ましく、転入者についても3回目の接種券を送付する場合、時間的制約の中で、早急にVRSによる他市区町村への接種記録照会を行う必要があることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和4年4月1日	Ⅱ 3 ④入手に係る妥当性	予防接種事務を適正に行うため、予防接種実施期間で適宜、接種情報等の情報の収集を行う必要がある。 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務〉 ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手する。(番号法第19条第16号) ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第15号) ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。	予防接種事務を適正に行うため、予防接種実施期間で適宜、接種情報等の情報の収集を行う必要がある。 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務〉 ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する。(番号法第19条第16号) ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号) ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。	事後	接種証明書について、ワクチン接種を受けた者の国際的な移動に支障が生じないよう、デジタル化の早期実現が求められるとともに、社会経済活動の正常化に向けた取組として、国内での活用に向け、接種事実のスマートフォンでの表示機能や自動交付機能を利用した申請受付・交付を早急に開始する必要があること、また、3回目接種に当たり、2回接種をした後原則8か月以上が経過した者について、早期に接種が可能となるよう3回目の接種券を送付することが望ましく、転入者についても3回目の接種券を送付する場合、時間的制約の中で、早急にVRSによる他市区町村への接種記録照会を行う必要があることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和4年4月1日	Ⅱ 3 ⑤本人への明示	本人から入手する情報については、使用目的を本人に明示した上で入手する。 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務〉 ・当市への転入者について接種者からの同意を得て入手する。 ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。	本人から入手する情報については、使用目的を本人に明示した上で入手する。 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務〉 ・当市への転入者について接種者からの同意を得て入手する。 ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。 ・電子交付アプリにより電子申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。	事後	接種証明書について、ワクチン接種を受けた者の国際的な移動に支障が生じないよう、デジタル化の早期実現が求められるとともに、社会経済活動の正常化に向けた取組として、国内での活用に向け、接種事実のスマートフォンでの表示機能や自動交付機能を利用した申請受付・交付を早急に開始する必要があること、また、3回目接種に当たり、2回接種をした後原則8か月以上が経過した者について、早期に接種が可能となるよう3回目の接種券を送付することが望ましく、転入者についても3回目の接種券を送付する場合、時間的制約の中で、早急にVRSによる他市区町村への接種記録照会を行う必要があることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月1日	Ⅱ 3 ⑧使用方法	予防接種法及び新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法に基づく予防接種に関する事務 1 対象者への通知 2 予診票の管理 3 接種履歴の管理 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	予防接種法及び新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法に基づく予防接種に関する事務 1 対象者への通知 2 予診票の管理 3 接種履歴の管理 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ ・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	事後	接種証明書について、ワクチン接種を受けた者の国際的な移動に支障が生じないよう、デジタル化の早期実現が求められるとともに、社会経済活動の正常化に向けた取組として、国内での活用に向け、接種事実のスマートフォンでの表示機能や自動交付機能を有する電子交付機能を利用した申請受付・交付を早急に開始する必要があること、また、3回目接種に当たり、2回接種をした後原則8か月以上が経過した者について、早期に接種が可能となるよう3回目の接種券を送付することが望ましく、転入者についても3回目の接種券を送付する場合、時間的制約の中で、早急にVRSによる他市区町村への接種記録照会を行う必要があることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和4年4月1日	Ⅱ 3 ⑧使用方法 情報の突合	本人からの申請や医療機関請求等の内容と、松山市保健センターシステムの宛名情報との突合を行う。 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。（転出先市区町村にて、本人から個人番号の提供に関して同意が得られた場合のみ当処理を行う。）	本人からの申請や医療機関請求等の内容と、松山市保健センターシステムの宛名情報との突合を行う。 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。	事後	接種証明書について、ワクチン接種を受けた者の国際的な移動に支障が生じないよう、デジタル化の早期実現が求められるとともに、社会経済活動の正常化に向けた取組として、国内での活用に向け、接種事実のスマートフォンでの表示機能や自動交付機能を有する電子交付機能を利用した申請受付・交付を早急に開始する必要があること、また、3回目接種に当たり、2回接種をした後原則8か月以上が経過した者について、早期に接種が可能となるよう3回目の接種券を送付することが望ましく、転入者についても3回目の接種券を送付する場合、時間的制約の中で、早急にVRSによる他市区町村への接種記録照会を行う必要があることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和4年4月1日	Ⅱ 4 委託事項2		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。）を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	接種証明書について、ワクチン接種を受けた者の国際的な移動に支障が生じないよう、デジタル化の早期実現が求められるとともに、社会経済活動の正常化に向けた取組として、国内での活用に向け、接種事実のスマートフォンでの表示機能や自動交付機能を有する電子交付機能を利用した申請受付・交付を早急に開始する必要があること、また、3回目接種に当たり、2回接種をした後原則8か月以上が経過した者について、早期に接種が可能となるよう3回目の接種券を送付することが望ましく、転入者についても3回目の接種券を送付する場合、時間的制約の中で、早急にVRSによる他市区町村への接種記録照会を行う必要があることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月1日	Ⅱ 4 委託事項2 ①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	接種証明書について、ワクチン接種を受けた者の国際的な移動に支障が生じないよう、デジタル化の早期実現が求められるとともに、社会経済活動の正常化に向けた取組として、国内での活用に向け、接種事実のスマートフォンでの表示機能や自動交付機能有する電子交付機能を利用した申請受付・交付を早急に開始する必要があること、また、3回目接種に当たり、2回目接種をした後原則8か月以上が経過した者について、早期に接種が可能となるよう3回目の接種券を送付することが望ましく、転入者についても3回目の接種券を送付する場合、時間的制約の中で、早急にVRSによる他市区町村への接種記録照会を行う必要があることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和4年4月1日	Ⅱ 4 委託事項2 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	事後	接種証明書について、ワクチン接種を受けた者の国際的な移動に支障が生じないよう、デジタル化の早期実現が求められるとともに、社会経済活動の正常化に向けた取組として、国内での活用に向け、接種事実のスマートフォンでの表示機能や自動交付機能有する電子交付機能を利用した申請受付・交付を早急に開始する必要があること、また、3回目接種に当たり、2回目接種をした後原則8か月以上が経過した者について、早期に接種が可能となるよう3回目の接種券を送付することが望ましく、転入者についても3回目の接種券を送付する場合、時間的制約の中で、早急にVRSによる他市区町村への接種記録照会を行う必要があることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和4年4月1日	Ⅱ 4 委託事項2 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	その他(LG-WAN回線を用いた提供)	その他(LG-WAN回線を用いた提供(VRS本体)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能))	事後	接種証明書について、ワクチン接種を受けた者の国際的な移動に支障が生じないよう、デジタル化の早期実現が求められるとともに、社会経済活動の正常化に向けた取組として、国内での活用に向け、接種事実のスマートフォンでの表示機能や自動交付機能有する電子交付機能を利用した申請受付・交付を早急に開始する必要があること、また、3回目接種に当たり、2回目接種をした後原則8か月以上が経過した者について、早期に接種が可能となるよう3回目の接種券を送付することが望ましく、転入者についても3回目の接種券を送付する場合、時間的制約の中で、早急にVRSによる他市区町村への接種記録照会を行う必要があることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月1日	Ⅱ 6 ①保管場所	<松山市の措置> ・セキュリティ区画内にサーバー室を設置し、監視カメラ、静脈認証による入退管理を行っている。 (抄) <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 <マイナポータルを利用した電子申請における追加措置> ・システム内のデータは、厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバー内に保管している。 ・外部記憶媒体は、施錠できるキャビネットに保管している。	<松山市の措置> ・セキュリティ区画内にサーバー室を設置し、監視カメラ、静脈認証による入退管理を行っている。 (抄) <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。 <マイナポータルを利用した電子申請における追加措置> ・システム内のデータは、厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバー内に保管している。 ・外部記憶媒体は、施錠できるキャビネットに保管している。	事後	接種証明書について、ワクチン接種を受けた者の国際的な移動に支障が生じないよう、デジタル化の早期実現が求められるとともに、社会経済活動の正常化に向けた取組として、国内での活用に向け、接種事実のスマートフォンでの表示機能や自動交付機能を利用した申請受付・交付を早急に開始する必要があること、また、3回目接種に当たり、2回接種をした後原則8か月以上が経過した者について、早期に接種が可能となるよう3回目の接種券を送付することが望ましく、転入者についても3回目の接種券を送付する場合、時間的制約の中で、早急にVRSによる他市区町村への接種記録照会を行う必要があることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和4年4月1日	Ⅲ 2 リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	松山市民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、住基システムにて入力した情報を、統合DB経由で取得する方法に限定されるため、対象者以外の情報を入力することはない。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ①転入者本人からの個人番号の入手 当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、個人番号を入力する際は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ②転出先市区町村からの個人番号の入手 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、転出先市区町村から個人番号を入力するが、その際は、転出先市区町村において、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。	松山市民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、住基システムにて入力した情報を、統合DB経由で取得する方法に限定されるため、対象者以外の情報を入力することはない。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ①転入者本人からの個人番号の入手 当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入力する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ②転出先市区町村からの個人番号の入手 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、転出先市区町村から個人番号を入力するが、その際は、転出先市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。	事後	接種証明書について、ワクチン接種を受けた者の国際的な移動に支障が生じないよう、デジタル化の早期実現が求められるとともに、社会経済活動の正常化に向けた取組として、国内での活用に向け、接種事実のスマートフォンでの表示機能や自動交付機能を利用した申請受付・交付を早急に開始する必要があること、また、3回目接種に当たり、2回接種をした後原則8か月以上が経過した者について、早期に接種が可能となるよう3回目の接種券を送付することが望ましく、転入者についても3回目の接種券を送付する場合、時間的制約の中で、早急にVRSによる他市区町村への接種記録照会を行う必要があることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和4年4月1日	同上	③新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入力するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 <マイナポータルを利用した電子申請における追加措置> ・システム内のデータは、厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバー内に保管している。 ・外部記憶媒体は、施錠できるキャビネットに保管している。	③転出元市区町村からの接種記録の入手 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入力するが、その際は、当市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入力するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。 <マイナポータルを利用した電子申請における追加措置> ・システム内のデータは、厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバー内に保管している。 ・外部記憶媒体は、施錠できるキャビネットに保管している。	事後	接種証明書について、ワクチン接種を受けた者の国際的な移動に支障が生じないよう、デジタル化の早期実現が求められるとともに、社会経済活動の正常化に向けた取組として、国内での活用に向け、接種事実のスマートフォンでの表示機能や自動交付機能を利用した申請受付・交付を早急に開始する必要があること、また、3回目接種に当たり、2回接種をした後原則8か月以上が経過した者について、早期に接種が可能となるよう3回目の接種券を送付することが望ましく、転入者についても3回目の接種券を送付する場合、時間的制約の中で、早急にVRSによる他市区町村への接種記録照会を行う必要があることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月1日	Ⅲ2 リスク1 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	松山市民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、住基システムで入力した情報を、統合DB経由で予め定められたインタフェース仕様にに基づき、取得する方法に限定されるため、必要な情報以外の情報を入手することはない。 ＜マイナポータルを利用した電子申請における追加措置＞ 住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	松山市民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、住基システムで入力した情報を、統合DB経由で予め定められたインタフェース仕様にに基づき、取得する方法に限定されるため、必要な情報以外の情報を入手することはない。 ＜ワクチン接種記録システム等における追加措置＞ (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入力し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ＜マイナポータルを利用した電子申請における追加措置＞ 住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	事後	接種証明書について、ワクチン接種を受けた者の国際的な移動に支障が生じないよう、デジタル化の早期実現が求められるとともに、社会経済活動の正常化に向けた取組として、国内での活用に向け、接種事実のスマートフォンでの表示機能や自動交付機能を利用した申請受付・交付を早急に開始する必要があること、また、3回目接種に当たり、2回接種をした後原則8か月以上が経過した者について、早期に接種が可能となるよう3回目の接種券を送付することが望ましく、転入者についても3回目の接種券を送付する場合、時間的制約の中で、早急にVRSによる他市区町村への接種記録照会を行う必要があることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和4年4月1日	Ⅲ2 リスク2 リスクに対する措置の内容	松山市民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手については、入退室管理をしているサーバー室内のサーバー間通信に限定することで、安全を担保している。 (抄) ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 ＜マイナポータルを利用した電子申請における追加措置＞ ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 ・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において住民に何の手続を探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていたき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。	松山市民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手については、入退室管理をしているサーバー室内のサーバー間通信に限定することで、安全を担保している。 (抄) ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報を送信されることを避ける。 ＜マイナポータルを利用した電子申請における追加措置＞ ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 ・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において住民に何の手続を探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていたき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。	事後	接種証明書について、ワクチン接種を受けた者の国際的な移動に支障が生じないよう、デジタル化の早期実現が求められるとともに、社会経済活動の正常化に向けた取組として、国内での活用に向け、接種事実のスマートフォンでの表示機能や自動交付機能を利用した申請受付・交付を早急に開始する必要があること、また、3回目接種に当たり、2回接種をした後原則8か月以上が経過した者について、早期に接種が可能となるよう3回目の接種券を送付することが望ましく、転入者についても3回目の接種券を送付する場合、時間的制約の中で、早急にVRSによる他市区町村への接種記録照会を行う必要があることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和4年4月1日	Ⅲ2 リスク3 入手の際の本人確認の措置の内容	・マイナバーカード又は通知カード、運転免許証などの顔写真付き証明書類などの提示(郵送申告の場合は、それら本人確認書類の写しの添付。代理人の場合は委任状等)で本人確認を行う。 ＜マイナポータルを利用した電子申請における追加措置＞ ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付と済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。	・マイナバーカード又は通知カード、運転免許証などの顔写真付き証明書類などの提示(郵送申告の場合は、それら本人確認書類の写しの添付。代理人の場合は委任状等)で本人確認を行う。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。 ＜マイナポータルを利用した電子申請における追加措置＞ ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付と済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。	事後	接種証明書について、ワクチン接種を受けた者の国際的な移動に支障が生じないよう、デジタル化の早期実現が求められるとともに、社会経済活動の正常化に向けた取組として、国内での活用に向け、接種事実のスマートフォンでの表示機能や自動交付機能を利用した申請受付・交付を早急に開始する必要があること、また、3回目接種に当たり、2回接種をした後原則8か月以上が経過した者について、早期に接種が可能となるよう3回目の接種券を送付する場合、時間的制約の中で、早急にVRSによる他市区町村への接種記録照会を行う必要があることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月1日	Ⅲ2 リスク3 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・上記の通り、入手の各段階で、本人確認とともに、特定個人情報の正確性を確保している。 ・職員が収集した情報に基づいて、適宜、職種で修正することで、正確性を確保している ＜マイナポータルを利用した電子申請における追加措置＞ ・個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。	・上記のとおり、入手の各段階で、本人確認とともに、特定個人情報の正確性を確保している。 ・職員が収集した情報に基づいて、適宜、職種で修正することで、正確性を確保している。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。 ＜マイナポータルを利用した電子申請における追加措置＞ ・個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。	事後	接種証明書について、ワクチン接種を受けた者の国際的な移動に支障が生じないよう、デジタル化の早期実現が求められるとともに、社会経済活動の正常化に向けた取組として、国内での活用に向け、接種事実のスマートフォンでの表示機能や自動交付機能を利用した申請受付・交付を早急に開始する必要があること、また、3回目接種に当たり、2回接種をした後原則8か月以上が経過した者について、早期に接種が可能となるよう3回目の接種券を送付することが望ましく、転入者についても3回目の接種券を送付する場合、時間的制約の中で、早急にVRSによる他市区町村への接種記録照会を行う必要があることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和4年4月1日	Ⅲ2 リスク4 リスクに対する措置の内容	松山市民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手は、入退室管理をしているサーバー室内のサーバー間通信に限定することで、情報漏えい、紛失等を防止している。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ 入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 ＜マイナポータルを利用した電子申請における追加措置＞ サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。	松山市民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手は、入退室管理をしているサーバー室内のサーバー間通信に限定することで、情報漏えい、紛失等を防止している。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ 入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 ＜マイナポータルを利用した電子申請における追加措置＞ サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。	事後	接種証明書について、ワクチン接種を受けた者の国際的な移動に支障が生じないよう、デジタル化の早期実現が求められるとともに、社会経済活動の正常化に向けた取組として、国内での活用に向け、接種事実のスマートフォンでの表示機能や自動交付機能を利用した申請受付・交付を早急に開始する必要があること、また、3回目接種に当たり、2回接種をした後原則8か月以上が経過した者について、早期に接種が可能となるよう3回目の接種券を送付することが望ましく、転入者についても3回目の接種券を送付する場合、時間的制約の中で、早急にVRSによる他市区町村への接種記録照会を行う必要があることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和4年4月1日	Ⅲ3 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・一定時間の無操作でスクリーンセーバー又は自動ログオフ機能を利用して、長時間にわたり特定個人情報を表示させない。 ・特定個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要となる範囲にとどめる。 ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る。 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ①特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手し、使用する。 ・当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 ②ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。	・一定時間の無操作でスクリーンセーバー又は自動ログオフ機能を利用して、長時間にわたり特定個人情報を表示させない。 ・特定個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要となる範囲にとどめる。 ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る。 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ①特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。 ・当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 ②ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。	事後	接種証明書について、ワクチン接種を受けた者の国際的な移動に支障が生じないよう、デジタル化の早期実現が求められるとともに、社会経済活動の正常化に向けた取組として、国内での活用に向け、接種事実のスマートフォンでの表示機能や自動交付機能を利用した申請受付・交付を早急に開始する必要があること、また、3回目接種に当たり、2回接種をした後原則8か月以上が経過した者について、早期に接種が可能となるよう3回目の接種券を送付することが望ましく、転入者についても3回目の接種券を送付する場合、時間的制約の中で、早急にVRSによる他市区町村への接種記録照会を行う必要があることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月1日	Ⅲ4 情報保護管理体制の確認	・システムの運用等の委託については、一般財団法人日本情報経済社会推進協会によりプライバシーマークの使用を認められた委託先に限り、その社会的信用と能力を確認した上で、委託業者を選定するとともにその記録を残す。(抄) ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用に当たっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	・システムの運用等の委託については、一般財団法人日本情報経済社会推進協会によりプライバシーマークの使用を認められた委託先に限り、その社会的信用と能力を確認した上で、委託業者を選定するとともにその記録を残す。(抄) ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用に当たっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置	事後	接種証明書について、ワクチン接種を受けた者の国際的な移動に支障が生じないよう、デジタル化の早期実現が求められるとともに、社会経済活動の正常化に向けた取組として、国内での活用に向け、接種事実のスマートフォンでの表示機能や自動交付機能有する電子交付機能を利用した申請受付・交付を早急に開始する必要があること、また、3回目接種に当たり、2回接種をした後原則8か月以上が経過した者について、早期に接種が可能となるよう3回目の接種券を送付することが望ましく、転入者についても3回目の接種券を送付する場合、時間的制約の中で、早急にVRSによる他市区町村への接種記録照会を行う必要があることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和4年4月1日	Ⅲ5 リスク2 リスクに対する措置の内容	情報照会、情報提供の記録が逐一保存される仕組みが確立した統合宛名システム等を通してやり取りすることで、不適切な方法で特定個人情報がやり取りされることを防止している。 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ・転出元市区町村への個人番号の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	情報照会、情報提供の記録が逐一保存される仕組みが確立した統合宛名システム等を通してやり取りすることで、不適切な方法で特定個人情報がやり取りされることを防止している。 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ・転出元市区町村への個人番号の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。 転出先市区町村へ接種記録を提供するが、その際は、転出元市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	事後	接種証明書について、ワクチン接種を受けた者の国際的な移動に支障が生じないよう、デジタル化の早期実現が求められるとともに、社会経済活動の正常化に向けた取組として、国内での活用に向け、接種事実のスマートフォンでの表示機能や自動交付機能有する電子交付機能を利用した申請受付・交付を早急に開始する必要があること、また、3回目接種に当たり、2回接種をした後原則8か月以上が経過した者について、早期に接種が可能となるよう3回目の接種券を送付することが望ましく、転入者についても3回目の接種券を送付する場合、時間的制約の中で、早急にVRSによる他市区町村への接種記録照会を行う必要があることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和4年4月1日	Ⅲ5 リスク3 リスクに対する措置の内容	・統合宛名システム等では本業務で保有する情報を全て連携することはできず、番号法の規定に基づき認められる情報のみしか提供・移転ができない仕組みとされている。 ・移転に関する連携システムでの十分な検証を行う。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ・転出元市区町村への個人番号の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されない仕組みとなっている。	・統合宛名システム等では本業務で保有する情報を全て連携することはできず、番号法の規定に基づき認められる情報のみしか提供・移転ができない仕組みとされている。 ・移転に関する連携システムでの十分な検証を行う。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ・転出元市区町村への個人番号の提供、転出先市区町村への接種記録の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されず、これに対して接種記録も提供されない仕組みとなっている。	事後	接種証明書について、ワクチン接種を受けた者の国際的な移動に支障が生じないよう、デジタル化の早期実現が求められるとともに、社会経済活動の正常化に向けた取組として、国内での活用に向け、接種事実のスマートフォンでの表示機能や自動交付機能有する電子交付機能を利用した申請受付・交付を早急に開始する必要があること、また、3回目接種に当たり、2回接種をした後原則8か月以上が経過した者について、早期に接種が可能となるよう3回目の接種券を送付することが望ましく、転入者についても3回目の接種券を送付する場合、時間的制約の中で、早急にVRSによる他市区町村への接種記録照会を行う必要があることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月1日	Ⅲ7 リスク1 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	(抄) ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (抄)	(抄) ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (抄)	事後	接種証明書について、ワクチン接種を受けた者の国際的な移動に支障が生じないよう、デジタル化の早期実現が求められるとともに、社会経済活動の正常化に向けた取組として、国内での活用に向け、接種事実のスマートフォンでの表示機能や自動交付機能を有する電子交付機能を利用した申請受付・交付を早急に開始する必要があること、また、3回目接種に当たり、2回接種をした後原則8か月以上が経過した者について、早期に接種が可能となるよう3回目の接種券を送付することが望ましく、転入者についても3回目の接種券を送付する場合、時間的制約の中で、早期にVRSによる他市区町村への接種記録照会を行う必要があることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和4年4月1日	Ⅳ1 ①自己点検 具体的なチェック方法	＜松山市の措置＞ 年に1回、担当部署内において実施している自己点検に用いるチェック項目に、「評価書の記載内容通りの運用がなされていること」について内容を追加し、運用状況を確認する。 ＜中間サーバー・プラットフォームの措置＞ ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意の上、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	＜松山市の措置＞ 年に1回、担当部署内において実施している自己点検に用いるチェック項目に、「評価書の記載内容どおりの運用がなされていること」について内容を追加し、運用状況を確認する。 ＜中間サーバー・プラットフォームの措置＞ ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意の上、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	事後	形式的な変更であるため、重要な変更にあたらない。
令和4年4月1日	Ⅳ1 ②監査 具体的な内容	＜松山市の措置＞ 監査 ・定期的に内部監査を実施し、監査結果を踏まえて体制や規程を改善する。 ＜中間サーバー・プラットフォームの措置＞ ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意の上、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	＜松山市の措置＞ 監査 ・定期的に内部監査を実施し、監査結果を踏まえて体制や規程を改善する。 ＜中間サーバー・プラットフォームの措置＞ ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意の上、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	事後	形式的な変更であるため、重要な変更にあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月1日	IV2 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	<松山市の措置> ・関係職員（非常勤職員、臨時職員等を含む。）に対して、必要な知識の習得に資するための研修を実施している。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。 <中間サーバー・プラットフォームの措置> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意の上、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。	<松山市の措置> ・関係職員（非常勤職員、臨時職員等を含む。）に対して、必要な知識の習得に資するための研修を実施している。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。 <中間サーバー・プラットフォームの措置> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意の上、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。	事後	形式的な変更であるため、重要な変更にあたらない。
令和4年4月1日	IV3 その他のリスク対策	<中間サーバー・プラットフォームの措置> ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用に当たっての確認事項」に同意の上、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。	<中間サーバー・プラットフォームの措置> ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用に当たっての確認事項」に同意の上、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。	事後	形式的な変更であるため、重要な変更にあたらない。
令和4年4月7日	II 3 ③入手の時期・頻度	・個人番号・識別情報:予防接種対象者確定時 ・連絡先等情報:予防接種対象者確定時 ・健康・医療関係情報:予防接種時 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度 ・転出先市区町村から接種記録の照会を受ける都度 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度	・個人番号・識別情報:予防接種対象者確定時 ・連絡先等情報:予防接種対象者確定時 ・健康・医療関係情報:予防接種時 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度 ・他市区町村から接種記録の照会を受ける都度 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度	事後	個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため、重要な変更には当たらない。
令和4年4月7日	II 3 ④入手に係る妥当性	予防接種事務を適正に行うため、予防接種実施期間で適宜、接種情報等の情報の収集を行う必要がある。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する。(番号法第19条第16号) ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号) ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。	予防接種事務を適正に行うため、予防接種実施期間で適宜、接種情報等の情報の収集を行う必要がある。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する。(番号法第19条第16号) ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために、他市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号) ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。	事後	個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため、重要な変更には当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月7日	Ⅱ3 ⑧使用方法 情報の突合	本人からの申請や医療機関請求等の内容と、松山市保健センターシステムの宛名情報との突合を行う。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。	本人からの申請や医療機関請求等の内容と、松山市保健センターシステムの宛名情報との突合を行う。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために他市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。	事後	個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため、重要な変更には当たらない。
令和4年4月7日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	<基本情報> 1 宛名番号、2 漢字氏名、3 カナ氏名、4 性別、5 生年月日、6 年齢、7 住民票のある市町村名、8 メモ情報、9 電話番号 (抄) <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目> ・個人番号 ・宛名番号 ・自治体コード ・接種券番号 ・属性情報(氏名、生年月日、性別) ・接種状況(実施/未実施) ・接種回(1回目/2回目) ・接種日 ・ワクチンメーカー ・ロット番号 ・ワクチン種類(※) ・製品名(※) ・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※) ・証明書ID(※) ・証明書発行年月日(※) ※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ	<基本情報> 1 宛名番号、2 漢字氏名、3 カナ氏名、4 性別、5 生年月日、6 年齢、7 住民票のある市町村名、8 メモ情報、9 電話番号 (抄) <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目> ・個人番号 ・宛名番号 ・自治体コード ・接種券番号 ・属性情報(氏名、生年月日、性別) ・接種状況(実施/未実施) ・接種回(1回目/2回目/3回目) ・接種日 ・ワクチンメーカー ・ロット番号 ・ワクチン種類(※) ・製品名(※) ・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※) ・証明書ID(※) ・証明書発行年月日(※) ※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ	事後	個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため、重要な変更には当たらない。
令和4年4月7日	Ⅲ2 リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	松山市民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、住基システムにて入力した情報を、統合DB経由で取得する方法に限定されるため、対象者以外の情報を入手することはない。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ①転入者本人からの個人番号の入手 当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ②転出先市区町村からの個人番号の入手 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 (抄)	松山市民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、住基システムにて入力した情報を、統合DB経由で取得する方法に限定されるため、対象者以外の情報を入手することはない。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ①転入者本人からの個人番号の入手 当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ②他市区町村からの個人番号の入手 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 (抄)	事後	個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため、重要な変更には当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月7日	Ⅲ5 リスク2 リスクに対する措置の内容	情報照会、情報提供の記録が逐一保存される仕組みが確立した統合宛名システム等を通してやり取りすることで、不適切な方法で特定個人情報情報がやり取りされることを防止している。 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ・転出元市区町村への個人番号の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。 転出先市区町村へ接種記録を提供するが、その際は、転出元市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	情報照会、情報提供の記録が逐一保存される仕組みが確立した統合宛名システム等を通してやり取りすることで、不適切な方法で特定個人情報情報がやり取りされることを防止している。 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ・他市区町村への個人番号の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。 転出先市区町村へ接種記録を提供するが、その際は、転出元市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	事後	個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため、重要な変更には当たらない。
令和4年4月7日	Ⅲ5 リスク3 リスクに対する措置の内容	・統合宛名システム等では本業務で保有する情報を全て連携することはできず、番号法の規定に基づき認められる情報のみしか提供・移転ができない仕組みとされている。 ・移転に関する連携システムでの十分な検証を行う。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ・転出元市区町村への個人番号の提供、転出先市区町村への接種記録の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されず、これに対して接種記録も提供されない仕組みとなっている。	・統合宛名システム等では本業務で保有する情報を全て連携することはできず、番号法の規定に基づき認められる情報のみしか提供・移転ができない仕組みとされている。 ・移転に関する連携システムでの十分な検証を行う。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ・他市区町村への個人番号の提供、転出先市区町村への接種記録の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、電文を受ける市区町村で、該当者がいない場合は、個人番号は保管されず、これに対して接種記録も提供されない仕組みとなっている。	事後	個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため、重要な変更には当たらない。
令和4年4月7日	Ⅲ5 リスク3 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ・特定個人情報の提供は、限定された端末(LGWAN端末)だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。具体的には、当市への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、転出元市区町村へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを提供する場面に限定している。	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ・特定個人情報の提供は、限定された端末(LGWAN端末)だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。具体的には、当市への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、他市区町村へ個人番号を提供する場面に限定している。	事後	個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため、重要な変更には当たらない。
令和4年9月9日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項	・内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、操作カード(職員証)やパスワードにより操作者を限定するとともに、その追跡調査のために使用履歴を5年間保存している。	・内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、生体認証やパスワードにより操作者を限定するとともに、その追跡調査のために使用履歴を5年間保存している。	事後	リスクを明らかに軽減する変更であるため、重要な変更には当たらない。
令和4年9月9日	Ⅰ2 システム4 ②システムの機能	・ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施	・ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施	事後	コロナ禍において追加接種が継続し、海外渡航の円滑化、社会経済活動の正常化等に向けた取組として、接種証明書を取得する需要は依然として高い中、住民のきめ細やかなニーズに対応し、窓口での対面を避けて、より簡素な手続により交付できるよう、コンビニ交付に係る体制を早急に構築する必要があることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年9月9日	Ⅱ 2 システム4 ③他のシステムとの接続		その他(J-LIS証明書交付センター)	事後	コロナ禍において追加接種が継続し、海外渡航の円滑化、社会経済活動の正常化等に向けた取組として、接種証明書を取得する需要は依然として高い中、住民のきめ細やかなニーズに対応し、窓口での対面を避けて、より簡素な手続により交付できるよう、コンビニ交付に係る体制を早急に構築する必要があることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和4年9月9日	(別添1)事務の内容	フロー図	フロー図の追加	事後	コロナ禍において追加接種が継続し、海外渡航の円滑化、社会経済活動の正常化等に向けた取組として、接種証明書を取得する需要は依然として高い中、住民のきめ細やかなニーズに対応し、窓口での対面を避けて、より簡素な手続により交付できるよう、コンビニ交付に係る体制を早急に構築する必要があることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和4年9月9日	Ⅱ 3 ②入手方法	その他(住民基本台帳ネットワークシステム、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、サービス検索・電子申請機能)	その他(住民基本台帳ネットワークシステム、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、サービス検索・電子申請機能、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム)	事後	コロナ禍において追加接種が継続し、海外渡航の円滑化、社会経済活動の正常化等に向けた取組として、接種証明書を取得する需要は依然として高い中、住民のきめ細やかなニーズに対応し、窓口での対面を避けて、より簡素な手続により交付できるよう、コンビニ交付に係る体制を早急に構築する必要があることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和4年9月9日	Ⅱ 3 ⑤本人への明示	本人から入手する情報については、使用目的を本人に明示した上で入手する。 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務〉 ・当市への転入者について接種者からの同意を得て入手する。 ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。 ・電子交付アプリにより電子申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。	本人から入手する情報については、使用目的を本人に明示した上で入手する。 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務〉 ・当市への転入者について接種者からの同意を得て入手する。 ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。 ・電子交付アプリにより予防接種証明書の電子申請を受け付ける場合及びコンビニエンスストア等のキオスク端末から予防接種証明書の申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。	事後	コロナ禍において追加接種が継続し、海外渡航の円滑化、社会経済活動の正常化等に向けた取組として、接種証明書を取得する需要は依然として高い中、住民のきめ細やかなニーズに対応し、窓口での対面を避けて、より簡素な手続により交付できるよう、コンビニ交付に係る体制を早急に構築する必要があることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和4年9月9日	Ⅱ 3 ⑦使用の主体 使用部署	【保健福祉部】保健予防課、健康づくり推進課(南部・北条・中島分室・母子健康コーナー含む) 【総合政策部】ICT戦略課	【保健福祉部】保健予防課、健康づくり推進課(南部・北条・中島分室・母子健康コーナー含む) 【総合政策部】システム管理課	事後	形式的な変更であるため、重要な変更にあたらない。
令和4年9月9日	Ⅱ 4 委託事項1 ④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法	その他(ICT戦略課内のサーバー室内にてシステムの直接操作)	その他(システム管理課内のサーバー室内にてシステムの直接操作)	事後	形式的な変更であるため、重要な変更にあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年9月9日	Ⅱ 4 委託事項2	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。）を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。）を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	コロナ禍において追加接種が継続し、海外渡航の円滑化、社会経済活動の正常化等に向けた取組として、接種証明書を取得する需要は依然として高い中、住民のきめ細やかなニーズに対応し、窓口での対面を避けて、より簡素な手続により交付できるよう、コンビニ交付に係る体制を早急に構築する必要があることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和4年9月9日	Ⅱ 4 委託事項2 ①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。）を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。）を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	コロナ禍において追加接種が継続し、海外渡航の円滑化、社会経済活動の正常化等に向けた取組として、接種証明書を取得する需要は依然として高い中、住民のきめ細やかなニーズに対応し、窓口での対面を避けて、より簡素な手続により交付できるよう、コンビニ交付に係る体制を早急に構築する必要があることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和4年9月9日	Ⅱ 4 委託事項2 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	ワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。）を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	ワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。）を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	事後	コロナ禍において追加接種が継続し、海外渡航の円滑化、社会経済活動の正常化等に向けた取組として、接種証明書を取得する需要は依然として高い中、住民のきめ細やかなニーズに対応し、窓口での対面を避けて、より簡素な手続により交付できるよう、コンビニ交付に係る体制を早急に構築する必要があることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和4年9月9日	Ⅱ 4 委託事項2 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	その他（LG-WAN回線を用いた提供（VRS本体）、本人からの電子交付アプリを用いた提供（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能））	その他（LG-WAN回線を用いた提供（VRS本体、コンビニ交付関連機能）、本人からの電子交付アプリを用いた提供（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能））	事後	コロナ禍において追加接種が継続し、海外渡航の円滑化、社会経済活動の正常化等に向けた取組として、接種証明書を取得する需要は依然として高い中、住民のきめ細やかなニーズに対応し、窓口での対面を避けて、より簡素な手続により交付できるよう、コンビニ交付に係る体制を早急に構築する必要があることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和4年9月9日	Ⅱ 6 ①保管場所	<松山市の措置> ・セキュリティ区画内にサーバー室を設置し、監視カメラ、静脈認証による入退管理を行っている。 （抄） （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能） ・電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。 <マイナポータルを利用した電子申請における追加措置> ・システム内のデータは、厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバー内に保管している。 ・外部記憶媒体は、施錠できるキャビネットに保管している。	<松山市の措置> ・セキュリティ区画内にサーバー室を設置し、監視カメラ、静脈認証による入退管理を行っている。 （抄） （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能） ・電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付関連機能） ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 <マイナポータルを利用した電子申請における追加措置> ・システム内のデータは、厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバー内に保管している。 ・外部記憶媒体は、施錠できるキャビネットに保管している。	事後	コロナ禍において追加接種が継続し、海外渡航の円滑化、社会経済活動の正常化等に向けた取組として、接種証明書を取得する需要は依然として高い中、住民のきめ細やかなニーズに対応し、窓口での対面を避けて、より簡素な手続により交付できるよう、コンビニ交付に係る体制を早急に構築する必要があることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年9月9日	(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	<基本情報> 1 宛名番号、2 漢字氏名、3 カナ氏名、4 性別、5 生年月日、6 年齢、7 住民票のある市町村名、8 メモ情報、9 電話番号 (抄) <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目> ・個人番号 ・宛名番号 ・自治体コード ・接種券番号 ・属性情報(氏名、生年月日、性別) ・接種状況(実施/未実施) ・接種回(1回目/2回目/3回目) ・接種日 ・ワクチンメーカー ・ロット番号 ・ワクチン種類(※) ・製品名(※) ・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※) ・証明書ID(※) ・証明書発行年月日(※) ※新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ	<基本情報> 1 宛名番号、2 漢字氏名、3 カナ氏名、4 性別、5 生年月日、6 年齢、7 住民票のある市町村名、8 メモ情報、9 電話番号 (抄) <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目> ・個人番号 ・宛名番号 ・自治体コード ・接種券番号 ・属性情報(氏名、生年月日、性別) ・接種状況(実施/未実施) ・接種回(1回目/2回目/3回目/4回目) ・接種日 ・ワクチンメーカー ・ロット番号 ・ワクチン種類(※) ・製品名(※) ・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※) ・証明書ID(※) ・証明書発行年月日(※) ※新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ	事後	個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため、重要な変更には当たらない。
令和4年9月9日	Ⅲ2 リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	松山市民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、住基システムにて入力した情報を、統合DB経由で取得する方法に限定されるため、対象者以外の情報を入力することはない。 (抄) ④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。 <マイナポータルを利用した電子申請における追加措置> マニュアルやweb等で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知し、本人以外の情報の入手を防止する。	松山市民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、住基システムにて入力した情報を、統合DB経由で取得する方法に限定されるため、対象者以外の情報を入力することはない。 (抄) ④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付関連機能) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。 <マイナポータルを利用した電子申請における追加措置> マニュアルやweb等で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知し、本人以外の情報の入手を防止する。	事後	コロナ禍において追加接種が継続し、海外渡航の円滑化、社会経済活動の正常化等に向けた取組として、接種証明書を取得する需要は依然として高い中、住民のきめ細やかなニーズに対応し、窓口での対面を避けて、より簡素な手続により交付できるよう、コンビニ交付に係る体制を早急に構築する必要があることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和4年9月9日	Ⅲ2 リスク1 必要な情報以外を入力することを防止するための措置の内容	松山市民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、住基システムで入力した情報を、統合DB経由で予め定められたインタフェース仕様に基づき、取得する方法に限定されるため、必要な情報以外の情報を入力することはない。 <ワクチン接種記録システム等における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入力し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 <マイナポータルを利用した電子申請における追加措置> 住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	松山市民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、住基システムで入力した情報を、統合DB経由で予め定められたインタフェース仕様に基づき、取得する方法に限定されるため、必要な情報以外の情報を入力することはない。 <ワクチン接種記録システム等における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付関連機能) 個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入力し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 <マイナポータルを利用した電子申請における追加措置> 住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	事後	コロナ禍において追加接種が継続し、海外渡航の円滑化、社会経済活動の正常化等に向けた取組として、接種証明書を取得する需要は依然として高い中、住民のきめ細やかなニーズに対応し、窓口での対面を避けて、より簡素な手続により交付できるよう、コンビニ交付に係る体制を早急に構築する必要があることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年9月9日	Ⅲ2 リスク2 リスクに対する措置の内容	松山市民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手については、入退室管理をしているサーバー室内のサーバー間通信に限定することで、安全を担保している。 (抄) ・端末にアクセスするためのパスワードとシステムにログインするためのカード認証を行っており、特定の職員や作業従事者のみ照会できるようにしている。 (抄) ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能 当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が発信されることを避ける。 (抄)	松山市民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手については、入退室管理をしているサーバー室内のサーバー間通信に限定することで、安全を担保している。 (抄) ・端末にアクセスするための「2要素認証」(ID・パスワード・生体認証(顔認証))とシステムにログインするためのID・パスワード認証を行っており、特定の職員や作業従事者のみ照会できるようにしている。 (抄) (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が発信されることを避ける。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付関連機能) 証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が発信されることを避ける。 (抄)	事後	コロナ禍において追加接種が継続し、海外渡航の円滑化、社会経済活動の正常化等に向けた取組として、接種証明書を取得する需要は依然として高い中、住民のきめ細やかなニーズに対応し、窓口での対面を避けて、より簡素な手続により交付できるよう、コンビニ交付に係る体制を早急に構築する必要があることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和4年9月9日	Ⅲ2 リスク3 入手の際の本人確認の措置の内容	・マイナンバーカード又は通知カード、運転免許証などの顔写真付き証明書類などの提示(郵送申告の場合は、それら本人確認書類の写しの添付。代理人の場合は委任状等)で本人確認を行う。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。 ＜マイナポータルを利用した電子申請における追加措置＞ ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。 ・上記のとおり、入手の各段階で、本人確認とともに、特定個人情報の正確性を確保している。 ・職員が収集した情報に基づいて、適宜、職権で修正することで、正確性を確保している	・マイナンバーカード又は通知カード、運転免許証などの顔写真付き証明書類などの提示(郵送申告の場合は、それら本人確認書類の写しの添付。代理人の場合は委任状等)で本人確認を行う。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付関連機能) 個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。 ＜マイナポータルを利用した電子申請における追加措置＞ ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。 ・上記のとおり、入手の各段階で、本人確認とともに、特定個人情報の正確性を確保している。 ・職員が収集した情報に基づいて、適宜、職権で修正することで、正確性を確保している	事後	コロナ禍において追加接種が継続し、海外渡航の円滑化、社会経済活動の正常化等に向けた取組として、接種証明書を取得する需要は依然として高い中、住民のきめ細やかなニーズに対応し、窓口での対面を避けて、より簡素な手続により交付できるよう、コンビニ交付に係る体制を早急に構築する必要があることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和4年9月9日	Ⅲ2 リスク3 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・上記のとおり、入手の各段階で、本人確認とともに、特定個人情報の正確性を確保している。 ・職員が収集した情報に基づいて、適宜、職権で修正することで、正確性を確保している ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。 ＜マイナポータルを利用した電子申請における追加措置＞ ・個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。	・上記のとおり、入手の各段階で、本人確認とともに、特定個人情報の正確性を確保している。 ・職員が収集した情報に基づいて、適宜、職権で修正することで、正確性を確保している ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付関連機能) ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRS又は証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。 ＜マイナポータルを利用した電子申請における追加措置＞ ・個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。	事後	コロナ禍において追加接種が継続し、海外渡航の円滑化、社会経済活動の正常化等に向けた取組として、接種証明書を取得する需要は依然として高い中、住民のきめ細やかなニーズに対応し、窓口での対面を避けて、より簡素な手続により交付できるよう、コンビニ交付に係る体制を早急に構築する必要があることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年9月9日	Ⅲ2 リスク4 リスクに対する措置の内容	松山市民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手は、入退室管理をしているサーバー室内のサーバー間通信に限定することで、情報漏えい、紛失等を防止している。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ 入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 ＜マイナポータルを利用した電子申請における追加措置＞ サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。	松山市民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手は、入退室管理をしているサーバー室内のサーバー間通信に限定することで、情報漏えい、紛失等を防止している。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ 入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付関連機能) キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。 ＜マイナポータルを利用した電子申請における追加措置＞ サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。	事後	コロナ禍において追加接種が継続し、海外渡航の円滑化、社会経済活動の正常化等に向けた取組として、接種証明書を取得する需要は依然として高い中、住民のきめ細やかなニーズに対応し、窓口での対面を避けて、より簡素な手続により交付できるよう、コンビニ交付に係る体制を早急に構築する必要があることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和4年9月9日	Ⅲ3 リスク2 ユーザー認証の管理 具体的な管理方法	・端末にアクセスするためのパスワードとシステムにログインするためのカード認証を行っており、特定の職員や作業従事者のみ照会できるようにしている。 ・利用範囲の認可機能により、その使用者がシステム上で利用可能な機能を制限することで、不適切な方法による情報の入手が行えない対策を実施している。また、認証後は利用範囲の認可機能により、その使用者がシステム上で利用可能となる。 ・ログインするためのパスワードを定期的に変更している。 (抄)	・端末にアクセスするための「2要素認証」(ID・パスワード・生体認証(顔認証))とシステムにログインするためのID・パスワード認証を行っており、特定の職員や作業従事者のみ照会できるようにしている。 ・利用範囲の認可機能により、その使用者がシステム上で利用可能な機能を制限することで、不適切な方法による情報の入手が行えない対策を実施している。また、認証後は利用範囲の認可機能により、その使用者がシステム上で利用可能となる。 ・ログインするためのパスワードを定期的に変更している。 (抄)	事後	リスクを明らかに軽減する変更であるため、重要な変更に当たらない。
令和4年9月9日	Ⅲ4 情報保護管理体制の確認	・システムの運用等の委託については、一般財団法人日本情報経済社会推進協会によりプライバシーマークの使用を認められた委託先に限り、その社会的信用と能力を確認した上で、委託業者を選定するとともにその記録を残す。 (抄) ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用に当たっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。))に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置	・システムの運用等の委託については、一般財団法人日本情報経済社会推進協会によりプライバシーマークの使用を認められた委託先に限り、その社会的信用と能力を確認した上で、委託業者を選定するとともにその記録を残す。 (抄) ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用に当たっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。))に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置	事後	コロナ禍において追加接種が継続し、海外渡航の円滑化、社会経済活動の正常化等に向けた取組として、接種証明書を取得する需要は依然として高い中、住民のきめ細やかなニーズに対応し、窓口での対面を避けて、より簡素な手続により交付できるよう、コンビニ交付に係る体制を早急に構築する必要があることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年9月9日	Ⅲ7 リスク1 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	<松山市の措置> ・ウイルス対策ソフトの導入 (抄) (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 <マイナポータルを利用した電子申請における追加措置> ・LGWAN接続端末へのウイルス検出ソフトウェア等の導入により、ウイルス定義ファイルの定期的な更新及びウイルスチェックを行い、マルウェア検出を行う。 ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。	<松山市の措置> ・ウイルス対策ソフトの導入 (抄) (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 <マイナポータルを利用した電子申請における追加措置> ・LGWAN接続端末へのウイルス検出ソフトウェア等の導入により、ウイルス定義ファイルの定期的な更新及びウイルスチェックを行い、マルウェア検出を行う。 ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。	事後	コロナ禍において追加接種が継続し、海外渡航の円滑化、社会経済活動の正常化等に向けた取組として、接種証明書を取得する需要は依然として高い中、住民のきめ細やかなニーズに対応し、窓口での対面を避けて、より簡素な手続により交付できるよう、コンビニ交付に係る体制を早急に構築する必要があることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和5年3月23日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	(略) <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目> ・個人番号 ・宛名番号 ・自治体コード ・接種券番号 ・属性情報(氏名、生年月日、性別) ・接種状況(実施/未実施) ・接種回(1回目/2回目/3回目/4回目) ・接種日 ・ワクチンメーカー ・ロット番号 ・ワクチン種類(※) ・製品名(※) ・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※) ・証明書ID(※) ・証明書発行年月日(※) ※新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ	(略) <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目> ・個人番号 ・宛名番号 ・自治体コード ・接種券番号 ・属性情報(氏名、生年月日、性別) ・接種状況(実施/未実施) ・接種回 ・接種日 ・ワクチンメーカー ・ロット番号 ・ワクチン種類(※) ・製品名(※) ・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※) ・証明書ID(※) ・証明書発行年月日(※) ※新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ	事後	個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため、重要な変更には当たらない。
令和5年3月23日	Ⅲ2 リスク4 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけアクセスできるように制御している。	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して当市が指定する管理者から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけアクセスできるように制御している。	事後	個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため、重要な変更には当たらない。
令和5年3月23日	Ⅲ3 リスク2 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	(略) <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスは、LGWAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)におけるログイン認証は、ユーザID・パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。 (略)	(略) <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスは、LGWAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)におけるログイン認証は、ユーザID・パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、当市が指定する管理者が認めた者に限定して発行される。 (略)	事後	個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため、重要な変更には当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月23日	Ⅲ3 リスク2 アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法	(略) <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。 (略)	(略) <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDに付与されるアクセス権限は、当市が指定する管理者が必要最小限の権限で発効する。 当市が指定する管理者は、定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動/退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。やむを得ず、複数の職員が共有するID(以下「共用ID」という。)を発行する必要がある場合は、当該IDを使用する職員・端末を特定し、管理者が把握した上で、パスワードを厳重に管理する運用を徹底し、必要最小限に発行する。なお、共用IDを使用する職員及び端末について、異動/退職等のイベントが発生したタイミングで確認し、当該事由が生じた際には速やかに把握している内容を更新する。 (略)	事後	個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため、重要な変更には当たらない。
令和5年3月23日	Ⅲ3 リスク2 アクセス権限の管理 具体的な管理方法	(略) <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。 (略)	(略) <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDに付与されるアクセス権限は、当市が指定する管理者が必要最小限の権限で発効する。 当市が指定する管理者は、定期的にユーザID及びアクセス権限の一覧をシステムにおいて確認し、アクセス権限及び不正利用の有無を確認する。また、不要となったユーザIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。 (略)	事後	個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため、重要な変更には当たらない。
令和5年3月23日	Ⅲ3 リスク2 特定個人情報情報の使用の記録 具体的な方法	(略) <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。 (略)	(略) <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。ログは定期に及び必要に応じ随時に確認する。 (略)	事後	個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため、重要な変更には当たらない。
令和5年11月13日	Ⅰ1 ②事務の内容	(抄) なお、予防接種法(昭和23年法律第68号)附則第7条第1項の規定に基づき、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施」(令和3年2月16日付け厚生労働省発健0216号厚生労働大臣通知)のとおり、新たに市町村が新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うこととなったため、以下の事務を加えるものとする。 (抄)	(抄) なお、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第96条)第5条の規定による改正前の予防接種法(昭和23年法律第68号)附則第7条第1項の規定に基づき、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施」(令和3年2月16日付け厚生労働省発健0216号厚生労働大臣通知)のとおり、新たに市町村が新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うこととなったため、以下の事務を加えるものとする。 (抄)	事後	法令等の改正による条項の変更であり、形式的な変更であるため、重要な変更には当たらない。
令和5年11月13日	V1 ②請求方法	松山市個人情報保護条例(平成16年条例第29号)の規定に基づき、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。	個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定に基づき、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。	事後	法改正による変更
令和5年11月13日	V1 ④個人情報ファイル簿の公表	行っていない	行っている	事後	法改正による変更
令和5年11月13日	V1 ④個人情報ファイル簿の公表 個人情報ファイル名	※「個人情報取扱事務届出簿」を公表している。事務名は「各種予防接種事業」である。	各種予防接種事業	事後	法改正による変更
令和5年11月13日	V1 ④個人情報ファイル簿の公表 公表場所	松山市役所本館1階市民閲覧コーナー及び本館6階文書法制課	松山市ホームページ	事後	法改正による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月7日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	①番号法第9条第1項 別表第一 10の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条 ②番号法第9条第1項 別表第一 93の2の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第67条の2 ③松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項 ④番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種 記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) ⑤番号法第19条第6号(委託先への提供)	①番号法第9条第1項 別表14、126の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条、第67条の2 ②松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項 ③番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種 記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) ④番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	法改正による変更
令和7年2月7日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【松山市が情報照会をする根拠】 番号法第19条第8号 番号法別表第二の16の2の項(番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「平成26年/内閣府/総務省/令第7号」という。)第12条の2) 番号法別表第二の17の項(「平成26年/内閣府/総務省/令第7号第12条の3) 番号法別表第二の18の項(「平成26年/内閣府/総務省/令第7号第13条) 番号法別表第二の19の項(「平成26年/内閣府/総務省/令第7号第13条の2) 番号法別表第二の115の2の項(「平成26年/内閣府/総務省/令第7号第59条の2) 【松山市が情報提供をする根拠】 番号法第19条第8号 番号法別表第二16の2(「平成26年/内閣府/総務省/令第7号第12条の2第2号) 番号法別表第二16の3(「平成26年/内閣府/総務省/令第7号第12条の2の2) 番号法別表第二115の2(「平成26年/内閣府/総務省/令第7号第59条の2)	【松山市が情報照会をする根拠】 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条25、27、28、29、153の項 【松山市が情報提供をする根拠】 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条25、26、153の項	事後	法改正による変更
令和7年2月7日	I 基本情報 7. 評価実施期間における担当部署 II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	松山市 保健福祉部 保健予防課	松山市 健康医療部 保健予防課	事後	重要な変更にあたらな(組織改正による修正)
令和7年2月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署	【保健福祉部】保健予防課、健康づくり推進課(南部・北条・中島分室・母子健康コーナー含む) 【総合政策部】システム管理課	【健康医療部】保健予防課 【こども家庭部】すくすく支援課 【総合政策部】システム管理課	事後	重要な変更にあたらな(組織改正による修正)
令和7年2月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二に定める情報照会者	番号法第19条第8号及び別表、番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条25、26、153の項に定める情報照会者	事後	法改正による変更
令和7年2月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二	番号法第19条第8号及び別表、番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条25、26、153の項	事後	法改正による変更
令和7年2月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ②提供先における用途	番号法第19条第8号及び別表第二に掲げる事務を処理するため	番号法第19条第8号及び別表、番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条25、26、153の項に掲げる事務を処理するため	事後	法改正による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6.特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	追加	<ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	ガバメントクラウド上にデータを移行するにあたり、事前に提出
令和7年2月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6.特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	追加	<ガバメントクラウドにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	ガバメントクラウド上にデータを移行するにあたり、事前に提出
令和7年2月7日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	追加	<ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	ガバメントクラウド上にデータを移行するにあたり、事前に提出
令和7年2月7日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	追加	<ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	ガバメントクラウド上にデータを移行するにあたり、事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月7日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去リスク3:特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	追加	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	事前	ガバメントクラウド上にデータを移行するにあたり、事前に提出
令和7年2月7日	Ⅳ その他のリスク対策 1.監査 ②監査 具体的な内容	追加	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事前	ガバメントクラウド上にデータを移行するにあたり、事前に提出
令和7年2月7日	Ⅳ その他のリスク対策 3.その他のリスク対策	追加	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	ガバメントクラウド上にデータを移行するにあたり、事前に提出
令和7年2月7日	Ⅴ 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	松山市保健福祉部保健予防課 790-0813 愛媛県松山市萱町六丁目30番地5 ℓ (089-911-1856)	松山市健康医療部保健予防課 790-0813 愛媛県松山市萱町六丁目30番地5 ℓ (089-911-1856)	事後	重要な変更にあたらな(組織改正による修正)
令和7年2月7日	Ⅰ 基本情報 ～Ⅳ その他のリスク対策	別紙のとおり	ワクチン接種記録システムの一部機能廃止により終了する事務の削除 (別紙のとおり)	事後	重要な変更には当たらない(ワクチン接種記録システムの一部機能廃止による事務の終了)
令和7年2月7日	Ⅰ 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※ ②法令上の根拠	【松山市が情報提供をする根拠】 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条25、26、153の項	【松山市が情報提供をする根拠】 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条25、26、153、154の項	事後	法改正による変更
令和7年2月7日	Ⅱ ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1	番号法第19条第8号及び別表、番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条25、26、153の項に定める情報照会者	番号法第19条第8号及び別表、番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条25、26、153、154の項に定める情報照会者	事後	法改正による変更
令和7年2月7日	Ⅱ ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表、番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条25、26、153の項	番号法第19条第8号及び別表、番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条25、26、153、154の項	事後	法改正による変更
令和7年2月7日	Ⅱ ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ②提供先における用途	番号法第19条第8号及び別表、番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条25、26、153の項	番号法第19条第8号及び別表、番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条25、26、153、154の項	事後	法改正による変更
令和7年2月7日	Ⅱ ファイルの概要 (別添2)ファイル記録項目	追加	＜新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報＞ ・業務宛名番号 ・接種日(1回目) ・接種日(2回目)	事前	令和7年6月のデータ標準レイアウト追加にあたり、事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年4月28日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	削除	事後	重要な変更にあたらな(ワクチン接種記録システム(VRS)の終了によるもの)
令和8年4月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4	「ワクチン接種記録システム(VRS)」に関する記載	削除	事後	重要な変更にあたらな(ワクチン接種記録システム(VRS)の終了によるもの)
令和8年4月28日	I 基本情報 5. 個人番号の利用※ 法令上の根拠	③番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) ④番号法第19条第6号(委託先への提供)	③番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	重要な変更にあたらな(ワクチン接種記録システム(VRS)の終了によるもの)
令和8年4月28日	(別添1)事務の内容	フロー図	フロー図の修正	事後	重要な変更にあたらな(ワクチン接種記録システム(VRS)の終了によるもの)
令和8年4月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	、ワクチン接種記録システム(VRS))	削除	事後	重要な変更にあたらな(ワクチン接種記録システム(VRS)の終了によるもの)
令和8年4月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度	削除	事後	重要な変更にあたらな(ワクチン接種記録システム(VRS)の終了によるもの)
令和8年4月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。	削除	事後	重要な変更にあたらな(ワクチン接種記録システム(VRS)の終了によるもの)
令和8年4月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。	削除	事後	重要な変更にあたらな(ワクチン接種記録システム(VRS)の終了によるもの)
令和8年4月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	削除	事後	重要な変更にあたらな(ワクチン接種記録システム(VRS)の終了によるもの)
令和8年4月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ⑥委託先名	株式会社富士通四国インフォテック	富士通Japan株式会社	事後	重要な変更にあたらな(会社の名称変更によるもの)
令和8年4月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	削除	事後	重要な変更にあたらな(ワクチン接種記録システム(VRS)の終了によるもの)
令和8年4月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2	市区町村長	削除	事後	重要な変更にあたらな(ワクチン接種記録システム(VRS)の終了によるもの)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年4月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	削除	事後	重要な変更にあたらない(ワクチン接種記録システム(VRS)の終了によるもの)
令和8年4月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて消去することができる。 ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。	削除	事後	重要な変更にあたらない(ワクチン接種記録システム(VRS)の終了によるもの)
令和8年4月28日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目＞ ・個人番号 ・宛名番号 ・自治体コード ・接種券番号 ・属性情報(氏名、生年月日、性別) ・接種状況(実施/未実施) ・接種回 ・接種日 ・ワクチンメーカー ・ロット番号 ・ワクチン種類(※) ・製品名(※) ・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※) ・証明書ID(※) ・証明書発行年月日(※) ※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ	削除	事後	重要な変更にあたらない(ワクチン接種記録システム(VRS)の終了によるもの)
令和8年4月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行なわれるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。	削除	事後	重要な変更にあたらない(ワクチン接種記録システム(VRS)の終了によるもの)
令和8年4月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ 入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して当市が指定する管理者から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけアクセスできるように制御している。	削除	事後	重要な変更にあたらない(ワクチン接種記録システム(VRS)の終了によるもの)
令和8年4月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスは、LGWAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)におけるログイン認証は、ユーザID・パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、当市が指定する管理者が認めた者に限定して発行される。	削除	事後	重要な変更にあたらない(ワクチン接種記録システム(VRS)の終了によるもの)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年4月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、 アクセス権限のない職員等)によって不正に使用される リスク アクセス権限の発効・失効の 管理 具体的な管理方法	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDに付与されるアクセス権限は、当市が指定する管理者が必要最小限の権限で発効する。 当市が指定する管理者は、定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動/退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。 やむを得ず、複数の職員が共有するID(以下「共用ID」という。)を発行する必要がある場合は、当該IDを使用する職員・端末を特定し、管理者が把握した上で、パスワードを厳重に管理する運用を徹底し、必要最小限に発行する。なお、共用IDを使用する職員及び端末について、異動/退職等のイベントが発生したタイミングで確認し、当該事由が生じた際は速やかに把握している内容を更新する。	削除	事後	重要な変更にあたらな(ワクチン接種記録システム(VRS)の終了によるもの)
令和8年4月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、 アクセス権限のない職員等)によって不正に使用される リスク アクセス権限の管理 具体的な管理方法	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDに付与されるアクセス権限は、当市が指定する管理者が必要最小限の権限で発効する。 当市が指定する管理者は、定期的にユーザID及びアクセス権限の一覧をシステムにおいて確認し、アクセス権限及び不正利用の有無を確認する。また、不要となったユーザIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。	削除	事後	重要な変更にあたらな(ワクチン接種記録システム(VRS)の終了によるもの)
令和8年4月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、 アクセス権限のない職員等)によって不正に使用される リスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。ログは定期的に及び必要に応じ随時に確認する。	削除	事後	重要な変更にあたらな(ワクチン接種記録システム(VRS)の終了によるもの)

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年4月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システム(VRS)へ登録する際には、以下のようにしている。 ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。 ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。 ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。 ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。 - 管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。	削除	事後	重要な変更にあたらな(ワクチン接種記録システム(VRS)の終了によるもの)
令和8年4月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ①特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の場面に限定している。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 ②ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。	削除	事後	重要な変更にあたらな(ワクチン接種記録システム(VRS)の終了によるもの)
令和8年4月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用に当たっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	削除	事後	重要な変更にあたらな(ワクチン接種記録システム(VRS)の終了によるもの)
令和8年4月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバー設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	削除	事後	重要な変更にあたらな(ワクチン接種記録システム(VRS)の終了によるもの)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年4月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	<ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された本市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	削除	事後	重要な変更にあたらな(ワクチン接種記録システム(VRS)の終了によるもの)
令和8年4月28日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ①自己点検 具体的なチェック方法	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 厚生労働省から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあつての確認事項」に同意の上、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	削除	事後	重要な変更にあたらな(ワクチン接種記録システム(VRS)の終了によるもの)
令和8年4月28日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 厚生労働省から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあつての確認事項」に同意の上、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	削除	事後	重要な変更にあたらな(ワクチン接種記録システム(VRS)の終了によるもの)
令和8年4月28日	Ⅳ その他のリスク対策 2. 従事者に対する教育・啓発 従事者に対する教育・啓発 具体的な方法	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 厚生労働省から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあつての確認事項」に同意の上、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。	削除	事後	重要な変更にあたらな(ワクチン接種記録システム(VRS)の終了によるもの)
令和8年4月28日	Ⅳ その他のリスク対策 3. その他のリスク対策	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 厚生労働省から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあつての確認事項」に同意の上、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。	削除		